

1. 件 名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年10月6日 14時00分～17時35分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、
土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名

発電管理室 部長、他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（CVRD-1-001 改4）
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（CVRD-1-002 改5）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置 審査会合における指摘事項の回答（CVRD-1-003 改2）（令和3年10月1日提出資料）
- （4）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請 審査スケジュール（案）（CVRD-1-005 改4）
- （5）東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）（CVRD-1-007 改0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:02	はい。原子力規制庁のカドヤです。それではただいまから東海第2発電所を圧縮減容装置の設置についてのヒアリングを開始したいと思います。まず事業者の方から今日の資料と説明の進め方をお願いします。
0:00:18	日本原子力発電のアリモリです。それではまず資料の確認からさせていただきますと思います。
0:00:25	まず一つ目の資料として東海第2発電所の圧縮減容装置の設置について補足説明資料でございます。こちらは2021年10月6日に提出させていただいた改訂4番でございます。
0:00:38	これに加えて、
0:00:41	資料5番でスケジュールを10月6日付で提出をさせていただいています。こちらへと改訂4番になります。
0:00:51	もう一つ資料7番として、比較表です。設計方針とに関する比較表になりますが、既許可の設計方針と今回圧縮減容装置の設置に伴う設計方針を比較した比較表を資料7番として準備させていただいています。
0:01:10	これに加えて、前回ヒアリングで御説明させていただいた資料として再度本日も使用するものとして、資料2番。
0:01:21	回答一覧表でございますけれども、こちらは前回と同じものを使用して御説明をさせていただきたいと思っています。
0:01:31	まず本日の説明で使わせていただく資料は以上でございます。
0:01:37	資料、本日のヒアリングの説明の進め方について御説明します資料5番の審査スケジュール案をご覧くださいと思います。
0:01:47	前回10月1日のヒアリングにおいて、27条から30条、及び12条についてご説明をさせていただきました。
0:01:56	それと本日はその続きとして四条六条八条救助三条十条についてまずは御説明をさせていただきたいと思っております。
0:02:05	この内容については、4条68条。
0:02:09	9条、これについては前
0:02:11	そう。
0:02:12	以前のヒアリングにおいて一度確認をいただいておりますので、このときにいただいたコメントも踏まえてですね、本日御説明をさせていただきたいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	あと本日追加いたしましたし、資料 7 番について、位置付けを説明したいと思 います。資料 7 番でございますけども、こちらの左側には既許可の方針で右 側に圧縮減容装置に伴う設計方針を示してございます。
0:02:40	右側の圧縮減容装置に伴う設計方針については、補足説明資料の後ろにつ いてございます別添と同じものでございます。
0:02:49	こちらの内容と既許可の内容を比較することができるように準備したものでご ざいますが、こちらについて説明各条文を説明する際には、まず上部の該当 する箇所、何ページというのを示してからです。
0:03:05	示した上で補足説明資料の 1 から学的場
0:03:09	適用条文の説明について説明をさせていただきたいと思っております。
0:03:14	進め方と説明内容については以上です。
0:03:19	相手の方ですはい溶解をしましたじゃああれですか。順番としてはここに記載 してる通り 4 分後 89 で範囲って 10 っていうその順番という理解ですか。
0:03:31	はい、現在のアリモリです。おっしゃる通りです。
0:03:35	はい。
0:03:36	／プルーム最後のほうでやるっていう理解でいいですよ。はい、現在のアリ モリです。すいません。資料の確認から抜けておりましたけども、適用条文の 確認が終わった後に、審査会合における指摘事項の回答として資料三番も。 説明をさせていただきたいと思えます。
0:03:55	はい、計上の方でそれでは説明を開始してください。はい、日本原子力発電の アリモリです。
0:04:03	それでは、
0:04:05	資料 5 番の順番に従って説明させていただきたいと思えます。まず第 4 条の 地震による損傷の防止でございますが、こちら、前回のヒアリングのコメントを 踏まえた御説明をさせていただきたいと思えますんでは本店のほうから願 いします。
0:04:22	原電本店の神谷ですそれでは 4 条の御説明をさせていただきたいと思いま す。と回答一覧表になりますけども、コメント二ついただいでございます。ナン バーで言うとですね。53 番と 54 番になります。
0:04:38	53 番がですね
0:04:41	地震力の算定方針の記載においては C クラス機器あい関係が踏まえた方針 なことを期待するということをお願いいたします 54 番がですね。圧縮装置設置に よって波及的影響にかか設計方針を示すような
0:04:58	コメントいただいたということで、こちらのほうですね資料のほうに反映してござ います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	別途補足説明資料関与の
0:05:08	4 条がですね、右下通しでいきますと 31 ページからになってございます。
0:05:14	今回加盟したところになりますけども、右下 51 ページになりますと 53 番のコメントになりますけども、2 ポツ 3 地震力の算定ぽんとコードで圧縮減容装置の設置位置における設計方針のところにてですね。
0:05:32	地区減容装置はCクラスの機器配管系であるためということを追加させていただいてございます。
0:05:41	次に 54 番の波及的影響に関わるところにありますけども、新たに文章を起こしてございます。同じく 51 ページの 2 ポツ用の波及的影響の評価ってということで、新たに追加してございますけども、出版旧設計方針ということで、
0:05:59	重要度分類の開口や専属しそして学級ていく提供によって耐震重要施設の安全機能を損なわないように設計する方針とするといったところに対して、今回圧縮減容装置の設置位置における設計方針になりますけども、
0:06:15	圧縮減容装置につきましては、Cクラスは聞いてない関係であるため、耐震重要施設に波及的ってを及ぼさない設計とするという方針を変えたりしてございます。さらにですね今回圧縮減容装置を設置します。
0:06:31	はい作業建屋におきましては、Cクラス施設の間接支持構造物といったところもございまして、そもそもの耐震重要施設を設置したいといったところもございまして、圧縮減容装置の参照によっては耐震重要施設に波及
0:06:47	設計今日ごと場合といったところをですね設計のこちらの方にも記載したといったこととございます。
0:06:55	前回のコメントの回答は以上になりまして、ちょっと引き続いてですね別添のほうにですね、今回の申請箇所の記載で記載してございます。こちらちょっと申しわけなくて、通しページが打ってないんですけども。
0:07:13	別添のほうの補足資料の補足説明資料の別添 5 ですね。
0:07:18	11 ページになります。
0:07:22	第 4 条の地震による損傷の防止といったところの適合のための設計方針とすいません、すいません、規制庁のカドヤですけども、多分あれですから今日お配りいただいている 7 番の資料、これが多分死角になっていると思うのでこちらで簡単に説明いただいたほうがいいのかと思います。
0:07:42	ですけど、高知原電かみ合わです承知いたしました。そうすると 7 番の資料の右下 8 ページになります。
0:07:55	第 1 項及び 2 も第 2 項の設計方針としてですね、アマノ圧縮減容装置は、耐震 16 戸分類Cクラスに分類し、Cクラスが聞けないかんけん適用する地震力に対して概ね弾性状態に留まる設計を行うということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	Cクラスに分類した上で地震力に対して弾性状態にとどまるといったところを です、省略して書かさせていただいてるところでございます。
0:08:24	4条関係の説明は以上になります。
0:08:29	規制庁のカドヤです。4条の関係もコメントで5354のところ以前のは スズキをいただいたということで、少しちょっと確認は今の資料
0:08:44	これは何なの比較表のところ、8ページですねその四条の地震による損傷 の防止ってところと適合のための方針というのが書かれていて、左側に既 許可の記載があって右側は今回の記載なんですけど。
0:08:59	後確認は基本的にはその設計方針はあろう変わりませんということ改めて 今回のところでも示すってことだと思んですけど、その場合に今の書きぶ りとしてですね。最後その文末のところ、
0:09:15	概ね弾性状態にとどまるように設計を行うというふう今回書いてますけど、 既許可のところの記載っていうのは概ね弾性範囲の設計を行うというところ で言わんとする意味は同じなんだと思んですけど、この表現ぶりを今回抱え られたっていうのは何か意図があるのか、少しそこは
0:09:35	既許可から同じ方針であることを示すのであれば表現ぶりを変える必要性 はないのかって逆に思んですけど、このあたりいかがですか。
0:09:44	原電の神谷で
0:09:47	大きなちょっと中止でもって変更したというわけではなくて、
0:09:53	より丁寧に書かさせていただいたっていったところがですね今回が現行の内 容になりましたの。
0:10:00	解釈とかピッチ2に関してはその分今書かれている右側の設計方針のよう にですねまだ正常状態にとどまる設計をするといったような要求になってる という理解になってますので、それをですね、裏返す形でですね今回設計方針 とかさして、
0:10:20	大体といったところで、特にその設計方針、マツキヨから設計大きな設計方針 変更するという観点でですね、記載を見直したというところではございませ ん。以上です。9条の課税です。今第4条のところ今このことをちょっと指 摘させていただいたとか確認させていただいたんですけど。
0:10:40	当期基本的にはここで添付8でもう1回、この堰補助価格っていうところは、 来許可の設計方針から変わってないことを改めて示しますっていう主旨が 強いかなと思っていてそういう観点で考えると、その間から変わっていない ことが、
0:10:58	より明確になるように、その記載が許可からなんか表現ぶりを変えてい うところは少し検討いただいたほうがいいかなと思いますのでこれ4条に限 ら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ずの話ですけど、他のところもkwを踏まえた記載っていう、これずっと言ってま すけど。
0:11:15	そこのところはしっかり検討していただければというふうに思います。
0:11:21	原電の神谷です。承知いたしました。
0:11:24	4条関係、他にありますか、特に
0:11:31	はい。
0:11:34	はい。
0:11:39	規制庁の浜田です。ちょっと同じような、今のカドヤな指摘と同じような趣旨な んですけれども、
0:11:47	前回の審査会合の指摘事項の回答として次回の審査会合に向けてですね、 今事実確認をさせていただいてると。
0:11:58	いうところなんですけど。
0:12:00	今、
0:12:03	前回の指摘事項の一つである申請書本文の記載内容の変更の要否につい て、
0:12:12	整理して説明してくださいということなので、これ資料7番の資料で変更点が アンダーライン引いてありますけど。
0:12:22	今言ったようなところも、もし変えるのであればアンダーラインを引いた上で、
0:12:28	これ備考欄がないんですけど、なぜそういう変更を行うのかということについ ては改めて整理して説明をさせていただく必要があって、それが
0:12:42	申請の変更の要否にあたるのかとかですね、結局
0:12:46	設計変更を踏まえた
0:12:50	要求事項に対する適合性として適切かというのは我々が判断できるように説 明をしていただければというのは、1点です。ちょっと繰り返しになりますけど、 この点いかがでしょうか。
0:13:03	原電の鈴木です。承知いたしました。こちら資料の7番のほうですね右のほう に備考欄を作りまして、火線引いたところの変更理由について明確になるよう にしたいと思います。以上です。
0:13:16	規制庁の天野ですよろしくお願ひします。もう1点はこれも同じような話なんで すけど、補足説明資料の通しの52ページなんですけれども、
0:13:32	圧縮減容装置の設置位置における設計方針ということで、
0:13:37	第1パラグラフなんですけれども、これ4条に限らず、全体にわたって前認証 というか、
0:13:47	なんですけれども、
0:13:49	この手法が圧縮減容装置はとなっていて、Cクラスの機器配管系であるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:57	当該装置の損傷等によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼさない設計とするとか書いてあります。
0:14:05	今、
0:14:06	多分Cクラスなんで
0:14:08	波及的影響はありませんということがざっくりとして説明されているということかなと思いますけれども、
0:14:17	これ審査の場ですので、こう書かれた際我々は何がですね、耐震重要施設は何があつて、波及的影響を及ぼさない設計とするというのはどのような設計を行うのですかと。
0:14:32	いう確認をしなければならないんですけども、
0:14:35	この辺り具体的にどういう対応されるのか説明していただけますか。
0:14:44	原電の間にやって数、
0:14:48	ちょっと全般的な話じゃなくてですね今御指摘を受けたその発注的等に関してご回答させていただくというところではですね次の文章にちょっと書かさせていただいてますけども、実際し、
0:15:04	今回来た委員会の仕事の作業建屋に設置するといったところでございますけども、こちらの建屋に関しては、そもそもCクラスの
0:15:16	設備しか設置できない建物でございますのでは耐震重要施設が設置されないといったところでございます。従ってですね、そもそも今回も発信場所減容装置が壊れてですね、近くにその耐震重要施設のないといったところもございますので、
0:15:35	波及的影響を及ぼさないといったところを書かさせていただいてますので、ちょっとページ飛びますけども、60 右下 61 ページになります。
0:15:51	耐震のこちらの既許可の耐震重要度分類表の抜粋です。あちら括弧で囲ってございますけども、それと今回設置話分限装置を設置いたします廃棄物処理を建屋に関しては、前すしということで、
0:16:08	Cクラスの
0:16:12	間接支持構造物に
0:16:16	に用いる地震力に対して新しい評価を行うということで、来許可でこういった方針としてございますので、そもそも抗体診療施設っていうのは設置されないということはポリヤ読み取れるのかなといったところでございます。
0:16:30	説明は以上です。現在のスズキのすいません一つ補足をさせていただきます。先ほどの資料、
0:16:38	一番の 52 ページでございますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:41	冒頭の第一段落目のところで、耐震重要施設に波及的影響を及ぼさない設計とするとありますけれども、第 2 段落のところで、今神谷が申し上げたような建家はですねCクラスのその間接支持構造物として、
0:16:57	その耐震重要施設、その中に設置してないので、その破損で実際に波及的影響を及ぼすことはない、ここでの説明を加えているというものでございます。以上です。
0:17:13	はい。規制庁の天野です。52 ページの第 2 パラグラフは、あらかじめ読んだ上での指摘をさせていただいてるんですけども、
0:17:25	この第 1 パラグラフで言って書いてある内容はですね、これ 4 条に限らず全般なんですけど。
0:17:33	割と安易 2 巻曲局設計方針を踏まえて圧縮減容装置のところでは圧縮減容装置はという耕種 5 使ってよく測れるんですけども、
0:17:45	これを例えば 58 ページの
0:17:49	これ既許可の範囲だと思いますけど。
0:17:52	まとめ資料 7 ポツで、ここではですね、あくまで手法は、耐震重要施設はとして、
0:18:00	回位クラス施設の波及的影響によってその安全機能を損なわないよう設計するとか、
0:18:07	こういう設計方針が
0:18:09	おそらく通常で。
0:18:14	その趣旨が 52 ページの一番上ですかね、前のページから続いていますけど、既許可における設計方針ということだと思いますけれども、
0:18:26	そその、その上で第 2 パラグラフとして、
0:18:30	説明をされているのかなっていうふうに解釈するんですけど、波食現装置設置における設計方針の 1 パラのように書くそうですね主語としては縮減を装置はと書いてあるので、じゃあ何か特別なことを設計すると。
0:18:47	いうふうにこう読めてしまうので、そういうことがあるんであればちゃんと中身を説明していただきたいということですし、もしそういうことでなくて、
0:19:00	ちょっと文章の単なる誤解を与える表現だということであれば、文章の適正化をしていただくということかなと思いますけれどもいかがでしょうか。
0:19:15	原電の神谷です。コメントのご趣旨理解いたしましたので、鉄塔の絵画たい内容の記載ぶりに修正をさせていただくということで対応させていただきたいと思えます。以上です。
0:19:31	はい、規制庁ながらですよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	規制庁の加藤です。今ありました通りでちょっと時他のところでもちょっとお伝えしようと思ってたんですけどそのまさに聞き許可はこうでしたって後に圧縮減容装置はこうしますっていうところの記載が5対応関係がちょっと見にくいところがあってですね
0:19:51	既許可での記載ぶりをそのまま踏襲した諸元措置はこうですって書かれるのであれば、対応関係があるんで金庫から設計方針自体は変えてなくて、同じことなんだっていうのはわかるんですけど、青、割と緒元装置の設計を次のところで、ちょっと表現を一部はしょっていたりとかですって言うところはちょっとありますのでちょっとまた。
0:20:11	この後も出てくるとは思いますけど、そういったところを既許可を踏まえてっていうところを採算ちょっとお願いをしているところなので、ちょっと記載ぶりについてもよく確認をお願いできればというふうに思います。はい、じゃあ4条関係は、特によろしければ、じゃあ次お願いします。
0:20:38	はい、日本原子力発電のアリモリです。それでは続いて6条の外部からの衝撃による損傷の防止について説明をしたいとします。
0:20:52	原電の笹沼です。それでは回答一覧表のほうご覧いただきたいのですが、以前のヒアリングでいただきましたコメントについて回答させていただきます。
0:21:05	ナンバーで言いますと、50、
0:21:09	55番、それから56番になります。
0:21:13	確認事項を読み上げますと足首の装置が有する安全機能何かを整理すること。
0:21:19	いえ、放射性物質の貯蔵時の有する事廃棄物処理系に属する設備と位置付けたときに、その件に属する設備として仕組みを措置にはどのような安全機能要求し、それによってどのような防護等が必要かということでコメントいただいておりますのでこの防護に関しては続いて56番のコメント、
0:21:38	これと同じ内容かというふうに認識しております。まず55のコメントの回答ですが、
0:21:45	あそこの装置は答え廃棄物処理系の一つであって、放射性物質の貯蔵機能を有するというふうに考えております。
0:21:53	それから56番のほうの回答に行きまして、これ6条についてというところなんですけれども、あと損傷考慮する風、それから積雪、竜巻、降水及び火山に対しては補修により対応することで考えております。例えばとしておりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:10	建家の壁等の損傷により放射性固体廃棄物が建屋外に移出しおさ生物の貯蔵機能が襲われることが損なわれないように、建屋の損傷箇所の壁等に対して障壁、次立て当て板パテ埋めと漏えいを設けることといたします。
0:22:28	また家庭設設計積雪、竜巻降水及び火山以外の外部事象については、
0:22:34	健全性が維持され、安全機能を維持できるというふうを考えております。
0:22:39	ちょっと補足説明資料のほうに移りまして、ページでいきますと、
0:22:46	通し番号 94 ページでございます。
0:22:54	94 ページ目の上から 2 段落目のところでさの具体的にはというふうに書かせていただいておりますがこれ以降は先ほどコメントでの回答と同じ内容が記載してございます。
0:23:08	それからこの段落の後半にですねこれら対応についてこれまでの放射性物質の貯蔵機能に関する整理を含めて、表 6-1 に整理するというふうにしております、ページ飛びますけれども通しページの 97 ページ。
0:23:25	をご覧ください。
0:23:28	。
0:23:30	はい。
0:23:32	こちらにですね、外部事象に事象による安全施設の影響ということで、既許可での説明も踏まえてですね改めて整理をしております。
0:23:44	で、赤字で示させていただいておりますけれども、
0:23:48	固体廃棄物処理系のところにですね、個体廃棄物作業建屋へこの中にドラム缶と圧縮減容装置がございますが、これ伊勢義輝というところになります。
0:23:59	設置場所ですが、とNNWとしておりましてこれは固体廃棄物作業建屋のことでございます。
0:24:05	各自自然現象に対しての対応方法なんですけれども、課税竜巻
0:24:11	あとは降水、積雪、火山についてなんですが建家に荷重がかかるようなものをこれについては補修をするということで考えております。
0:24:23	これ以外のですねと凍結、落雷、生物学的事象、外部火災電磁的障害については影響がないものというふうに整理をしているというところでございます。
0:24:35	湖面個々の回答については以上になりまして、資料 7 ページ資料 7 番ですね。
0:24:43	許可との比較をしているものですが、これの休憩。
0:24:55	はい。
0:24:58	すみませんと 10 ページになります。
0:25:01	はい。
0:25:05	程度六条に関する設計方針を記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:09	10 ページの下の部分です。ね、適応ための設計方針、この第 1 項についてということで今説明させていただきたい内容の大間大方針を書かせていただいております。職員を措置を含む型廃棄物処理系は安全重要度分類のクラス 3 クラス 3 施設として、
0:25:26	発電所敷地で想定される洪水、風、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山、それから生物学的事象森林火災、
0:25:36	どっか再選これらの自然現象と、あとまたはですねえと地震及び津波を含む。
0:25:42	自然現象の組み合わせに遭遇した場合においても自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とすると。
0:25:54	密封ことで設計方針を書かせてもらっています。
0:25:58	それから、
0:26:00	ページを飛んまた飛びますけれども、
0:26:03	あと 16 ページです。
0:26:06	第 3 項についてと
0:26:08	いうところで、この人事象に関するものですがけれども、
0:26:12	あっち組合装置を含むこと廃棄物処理系は安全重要度分類のクラス 3 施設として発電所敷地またはその周辺において想定される飛来物、
0:26:23	カッコPT落下ダムの崩壊、爆発火災、有毒ガス船舶の衝突及びこれは電磁的障害になります。すいません電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となる恐れがある事象にあって人為によるものに対して、
0:26:40	安全機能を損なわない設計とすると。
0:26:43	いうこととしております電氣的について前年次的の間違いでしたので、申し訳ありません。
0:26:50	6 条については以上になります。
0:26:58	はい。規制庁の方ですね、6 条の関係等まあちょっと、今の資料のところでこの電磁的電氣的っていうところですがちょっとここは文字でってことなんですけど、一方でその火災のところも今電氣的って書いてん誤記のあった上の行の
0:27:18	あくまでも火災も、来許可では近隣工場等の火災って言うていてですねちょっと表現ぶり側の右と左で一致していないところはちゃんとよく確認をしていただきたいと思います。それでまた書き方も今要約して書くような形になってますけど、それが
0:27:38	結局はとの相違が明らかにわかるやつは別に要約して帰っていただければいいんですけど、この条文に限らず、福祉その既許可のときにどう言ってたかっ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていうところの表現の仕方をなるべく尊重する方にするようにしたほうが設計方針自体は今回、
0:27:54	10 人事でございます。60 については変わってないということだと思っので、そこがより明確になるような説明をしていただきたいなというふうに思います。
0:28:04	それでちょっと資料を補足説明資料のほうに戻っていただいて
0:28:14	6 条の
0:28:16	7 ページの通りですねちょっと順番に行きたいと思っますけど 6 条の 7 ページ。だから当時で言うと 92 ページですかね。
0:28:26	新しいでしょうか。
0:28:33	92 ページのところちょっとこの辺の書きぶりなんですけど、あの一歩下の段落に、また放射性物質の貯蔵機能PS流用する施設についてはっていう書きぶりの段落があってその段落の 2 行上の所真ん中辺りですね、蒸気に含まれない構築物系統は、
0:28:52	いうところで、これ何かこの段落は、同じことをまたまたで言っないかなと思っんですけど結局蒸気に含まれない構築物、系統っていうのも今回の就業措置大所が入るのかなと思っんですけど、これ言ってることを繰り返してるといいう形ですかまたですけど。
0:29:12	原電の薩摩ですとまた以降はですね繰り返すというよりは
0:29:20	細かく説明をさせていただいたというところで試験装置
0:29:24	を含むこと廃棄物処理系がちょうど機能をタテベと貯蔵機能の有するところを書いております。
0:29:34	また仰られたように除菌含まれない構築物系統及び機器に試験装置が含まれるものというふうに認識しておりますほかにちょっとこれ表現ぶりだけかもしれないですけど、方針を変えた上でまたって言うとも分話題が工程に関するまたがちょっと入っちゃってると思っので、
0:29:53	それは上記に含まれるな構築物、系統及び機器っていうのがまさに今回の放射線初動期のPSA出入する施設っていうことなんであればちょっとそこは文章統合していただくなり、わかりやすいようにしていただければと思っます。
0:30:11	もう一つの 93 ページのところ
0:30:17	今御コア手芸装置の設置時における設計方針っていうので、修行装置をアテネ書き出しがあるんですけどこれ前回のヒアリングのときとかにも整理が一応できたかなと思っているところでは一応PS3 の機能安全機能を持っているっていうのは答え廃棄物処理系っていう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:36	ものとして、経営として持っているという整理と理解をCDMしましたので、その意味ではその安全機能とのことを語る際にはどうか安全機能を書くときにはあくまで主語お答え廃棄物処理系。
0:30:52	わってという形のことで、全体多分整理いただかないと多分そこでまた個別の説明でいくとなんか施設名として統一感がなくなっちゃうと思いますので、この手法のところを今6条でしてきましたけど他にもその安全機能の記載の条文、
0:31:12	渡っていると思うので、そこでの安全機能を書くときには、基本的にはその固体廃棄物処理系というのがPaさんなんですってということが明確なりを休暇の整理がそうなってますので、そのところはしっかり維持していることがわかるような記載をちょっと検討していただければと思います。
0:31:29	それからページめくっていただいて6条の9ページ、通しの94ページのところで今上から4行目の段落のところで、具体的には書いていただいているんですけど、具体的にはなっておりまた例えばっていうのがありますが、これ多分全体、あくまで例示で例えばこういう対応がありますということだと思うので、
0:31:48	他条文のところは例えばっていうのがあったと思うんですけど、この記載は多分ちょっと聞きたい検討いただいてレジならば例えばSCCというところ少し検討していただければと思いますね。
0:32:00	クック加えて対策としてその結局圧縮減容装置っていうの例えば運転してる最中に、何かその機能喪失みたいなことが起きたら、当然装置だととめるっていうのがまずあるのかな。逆に止まるっていうこともあるとは思いますが。
0:32:17	ていうことを考えるとそうそう自体の停止っていうのがその対応策として、その少なくとも例示の中に入ってくるのかどうかっていうところはちょっと検討をしていただく必要があるかなと思います。
0:32:31	それからですね信号の件ですいません連続にちょっと確認ですけど、97ページのA3の横表を追加いただいています、今回そのNNWで答え廃棄物作業建屋ということで、
0:32:48	一応追加をいただいているんですけど。
0:32:51	ちょっと確認は赤字で追加いただいているところのその固体廃棄物作業建屋の中の括弧で主原因数値は上がったんですけど、ドラム缶っていうのをここに書かれているのは何かの整理として例示でこう書かれているのは、
0:33:07	何かどういう位置付けの整理なのかちょっと説明をお願いします。
0:33:14	。
0:33:16	原電の笹沼です。このことは義務すら答え廃棄物作業建屋の中に縮減措置以外にもドラム缶を貯蔵していることをちょっとしておりますので、それら網羅的に記載をさせていただいたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	いうところでございます。
0:33:39	規制庁の方であらまん網羅的っていうのは多分、例示として書いてるんだと思うんですけどそこはあまり深い意味はなくてその固体廃棄物作業建屋の中にあるものを例示で書いたときに、当然固体廃棄物はドラム缶に入れて取り扱っているんでっていう。
0:33:58	意味でのドラム缶
0:34:00	或いは主元素懲戒てるっていうことですかね。
0:34:07	原電の鈴木です。おっしゃる通りです。基本的に 28 条のですね、貯蔵施設においては赤字のところの一つ上のところの固体廃棄物貯蔵校とですね。はい、こちらの方にもドラム缶とありますけれども、
0:34:24	こことその固体廃棄物作業建屋二つにですね 28 条の貯蔵施設があるということで答え早く貯蔵庫のほうの表現に合わせているといったところでございます。以上です。
0:34:38	規制庁中ですから、おりまして、そういう意味合いですね、あれですよ毎回言ってますけど、固体廃棄物作業建屋の中は貯蔵施設っていうのはその試験で検査だったり搬出までの間の保管場所っていうことですね。
0:34:55	原電の鈴木です。おっしゃる通りです。
0:34:59	はい、IAEAの説明を終わりました規制庁のカドヤですけども。
0:35:06	年齢、
0:35:13	すいませんちょっと前後して申し訳ないんですけど、93 ページの所にFフローがあって、最後、その他施設っていう形でその圧縮減容大掃除というか答え廃棄物処理系は多分整理をされるっていうことなんだと思うんですけど。
0:35:30	少しこのAID背弧が縮減装置の設計時における設計方針っていうところの書きぶりがそのフローに沿った
0:35:39	書きぶりになってなくてですね、
0:35:42	まず最初にDTSさんで、その安全評価上期待する設備でもない子のためのこの 1 に示すっていうフローによりっていうので外部事象防護対象施設に該当しないこととなりって言うてるんですけどこれはフローの流れでいけば該当なくて結構
0:36:02	施設っていう扱いになってっていうことなんだと思うんですけどこれもちょっと書きぶりの話ではあるんですけど、あのフローを示してそこにそれに沿った判断をしていったのであればそのフローに沿ったやっぱ書き方をしていただかないと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:18	何か、なかなかそのプロセスってどう流れたのかちょっと判然としないところがあるんでまたちょっとこれは細かい書きぶりの話ですけど、そこは検討いただければと思います。
0:36:30	原電の浅沼です。承知いたしました。
0:36:41	時軽重が規制庁壁ですけど規制庁側から六条関係ほかありますでしょうか。
0:36:57	すみません規制庁の永井です。通しのページで 97 ページにこの表があるんですけど。
0:37:05	そこでさっき固体廃棄物作業建屋エアーで括弧ドラム缶圧縮減容装置ってこう書いちゃうと具体的に書いちゃうと、そのドラム缶はともかくその圧縮減容装置自体が
0:37:22	ちょうど機能持ってる個別のものっていうふうに解釈されるちょっとここで縮減する値は赤字で書くのは、ちょっとどうかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。
0:37:45	現在の笹沼です。ちょっと
0:37:49	再度確認して整理をしていたしますはい、以上です。
0:37:56	各社の中読むと
0:37:59	基本的の整理としては縮減そうちいではなくて、ここは廃棄物処理系自体がアマノ機能を持つっていう整理にしたっていう理解なんで、その縮減装置自体には
0:38:17	なぜ貯蔵機能自体はないっていう、そういう整理をしたというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。
0:38:26	原電の佐瀬まで承知しました。
0:38:34	規制庁の天野です。
0:38:38	9、93 ページのフローで先ほど
0:38:47	今回の縮減装置。
0:38:50	その他施設の個目で損傷を考慮していただきたい。
0:38:56	等で安全機能確保という整理になるっていう
0:39:00	ふうにやりとりで認識したんですけど。
0:39:04	そう。そうすると、先ほど四条と同じなんですけど、93 ページの下の
0:39:12	圧縮減容装置の設置位置における設計方針というところは、
0:39:16	いわゆる代替措置等云々っていうのがですね、
0:39:22	ここからずっと次のページにかけて
0:39:28	上 3 行までの間で修復等の対応を行うこととまたはということで、安全機能を損なわない設計とすると書いてあるんですけど、これの手法圧縮減容装置はというふうに読めるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:44	もし圧縮減容装置はということであれば、
0:39:51	ちょっとこれまでの議論の
0:39:54	繰り返して、
0:39:58	そその機能はないんで、その
0:40:02	損傷考慮した修復等はどういうことをやるんですかとか、その結果、安全機能を損なわない設計は何をするんですかっていう
0:40:12	ような話になる基本するんですけどたりは主語がちょっと
0:40:18	位置が離れてて、ちょっと不明確なところもあるんですけども、この辺りはいかがでしょうか。
0:40:25	はい、えっと原電の鈴木です。先ほど仮屋審査官からもご指摘がありましたけれどもちょっとこういった圧縮減容装置はっていう、この書き方が誤解を与える可能性があると思いますので、全体的に圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系はと。
0:40:42	言ったようなところでですね、死亡変えるような形であの全体を見直したいというふうに考えております。以上です。
0:40:50	はい。
0:40:51	規制庁の儘田です。わかりましたよろしく申し上げます。
0:40:57	。
0:40:58	はい、ありがとうございます。北の方ですけども、六条関係、日ですかね。ここはやっぱりちょっと安全機能何々が持ってるのかっていうところをやっぱり整理Eのところ、気体の整理ですねというところが前タイマーを含めて必要なと思ってますじゃとかなければ、次、
0:41:18	の条文でお願いします。
0:41:24	はい、日本原子力発電のアリモリです。それでは続いて8条の火災による損傷の防止について説明をさせていただきたいと思います。
0:41:32	はい。
0:41:33	。
0:41:35	はい。
0:41:36	原電の多田でございます。まず7ページの資料7番の先ほどのこの今日御説明させていただきます。8日が19ページ目以降となつてございまして、
0:41:51	19ページ目以降になります。
0:41:55	はい。
0:41:56	日東工器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:58	基本的な劇許可の方針をそのまま適用してございまして、火線もまず堰読むための設計方針ということで、許可については、設計基準対象施設という手法を今回の申請対象である。緒元装置を含む答え
0:42:14	廃棄物処理系という記載に見直してございます。
0:42:18	火災防護対策を講じて、それぞれ講じているんですけども、こちらの方にも同様でして、両括弧 1 の火災発生防止であればちょっと下線を引いてるんですけども利かと同じ方針で、
0:42:31	○漏えい防止する設計と漏えいした場合に確保する正樹等設ける設計と同じ設計方針を採用してございます。
0:42:41	次の不燃材の使用についてもうまちごを今回の申請が落ちたということで書きかえを行っているという内容で記載を行っております。
0:42:51	日章設備についても同様でこちらは今回の申請対象で整理する建屋は限定的に限定されますので、そちらの証拠を置き換えたという形で記載をしてございます。
0:43:06	続きまして火災感知と消火、こちらについては機構の方はですね。
0:43:11	現状施設全般ということで、
0:43:17	感知消火の設置の設計方針を記載したものでございまして今回はそれで記載河川ということで、一部修正してございまして、こちらにつきましてははですね。
0:43:28	設計方針では
0:43:31	すみません、来許可の基本方針の内容、
0:43:36	続きの内容を今回の圧縮減容装置を設置することはつきり別作業建屋は、
0:43:42	の記載をですね。ええと設計方針側に持ってきておりまして、今回はですね。圧縮減容装置を設置する固体廃棄物作業建屋に限定されますので、そちらの設計方針を記載しております。具体的には不燃材である。
0:43:57	コンクリート構造物であり、番だと初期のが、火災による影響を受けないことから、火災設備としては消防法または建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計とすると。
0:44:08	で消火設備については手動操作に水消火設備及び理事の形も設計する設計とすると。
0:44:15	今回あの場所も決まっておりますので、基本方針の内容を記載したということになります。
0:44:21	次の 20 ページ目でございます。
0:44:26	両括弧 3 火災の影響軽減のための対策。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	ちょっとこちらの下線を引いてしまっはいるんですけども、こちらは放射性物質貯蔵
0:44:39	に関する設備でございますので、時許可の方針の
0:44:44	一番下のパラグラフ、こちらの内容そのまま同じ方針として持ってきているわけございまして、こちら手法の変更のみ行っております。風邪を引いちゃってしまっておりますが、変更についてはしてございません。
0:44:59	③、⑦の資料については御説明以上となります。
0:45:05	続いて補足説明資料の御説明をさせていただきます。⑤のページですね。
0:45:12	通し番号で
0:45:19	その 1111 ページ目以降になります。
0:45:25	8 条の火災による損傷の防止につきましてはこれまで御説明できてなかったのですね、今回人人通して御説明させていただきます。
0:45:36	表紙めくっていただいて 112 ページ八丈の欲求上での要求事項を記載しております。
0:45:44	こちらについては第 1 項が適用対象で後段で御説明させていただきます。113 ページめくっていただいて、2 項につきましては消火設備のはけベース影響防止が要求なんですけれども、こちらについては今回消火設備の変更等も思わないため、適合対象外と。
0:46:03	整理を行っております。
0:46:05	具体の御説明なんですけれども、2 ポツ以降に記載をさせていただきます。
0:46:12	まず 2 ポツ一致の初めの第 1 項について御説明させていただきます。
0:46:17	東りの火災防護の対策の流れなんですけれども、まず火災区域及び区画の設定ということを行ってございます。9galにおける設計方針としてとしましては、機構においては、停止及び
0:46:33	Odyssey必要な安全機器、
0:46:35	あと、放射性物質の貯蔵等の機能を有する機器、
0:46:39	こちらについて設置する区域区域を火災区域を設定してございます。
0:46:46	こちらについて設定する火災区域及び火災区画に対して必要な火災対策、防護対策を講じる設計としてございます。
0:46:56	具体的に火災区域と設定している建屋を列記しておりますがその中に今回の原案を集めに装置を設置することが廃棄物作業建屋もあわせてくさ区域として設定するという設計を行ってございます。
0:47:12	今回の圧縮減容装置の設置における設計方針を記載させていただきますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:18	ますれ失業装置につきましては固体廃棄物作業建屋に設置する設計とすることから、新たな火災区域の設定は不要でございます。
0:47:27	こちら受託機関における適応タマザキ補助踏まえたものであります。
0:47:31	次のステップといたしまして、KF火災防護対策は対象機器及び火災防護対象ケーブル、こちらを決めてございます。
0:47:40	既許可における設計方針としましては、言えますけど、繰り返しになってしまうんですけども安全機能を有する機器を停職低温停止種の機器、放射性物質の貯蔵等の金融するときに、
0:47:52	続いて、そされた設備を火災防護対象設備及び火災防護対象頸部として選定した最大された機器に対して、火災防護対策を講じる設計としてございます。
0:48:05	規模におきましては、固体廃棄物保守先ほどっていうこちらについては金属とコンクリートで構築された。
0:48:12	タテベであり、火災による安全機能への影響は考えにくいとしてございます。今回の設計方針なんですけれども、
0:48:21	まずプラセボによる影響があるかないかというのを確認しておりますが、こちら機構の流れと一緒に、当初は 516 ページ目を御確認いただきたいです。
0:48:34	方針としてましては安全機能に有する機器か、ここでして審議官。
0:48:41	必要な機器か子育て物質に必要な期間ってのは／フィルターかけて結成しているというのがこちらの表になってございます。
0:48:51	当該機器については①には該当せずですね、317 ページでいう三番目の放射性物質のちょっとこちらに該当すると。
0:49:01	要するに行っております、
0:49:05	すげえ父ちゃん放射性物質の貯蔵機能を持つ答え基部下げて
0:49:10	処理系の設備の一つのため、⑤に該当しますと、
0:49:14	火災による影響評価、機能影響についてですが、これ廃棄物作業建屋についてはコンクリート金属等の不燃材料で構築する。
0:49:23	構造物であるため、火災による機能喪失を考えていくかによって、ちょっと県に影響がスポ恐れがないということで、火災を防護対策要否については、マイナーと判定してございます。戻っていただいて 115 ページになりますが、
0:49:39	先ほどご説明した内容を記載してございます。
0:49:43	補正部長ちょうど昨日予測廃棄物処理系の設備であるか巻き込んで整理した通り、建家については既築金属桐谷で構築された建屋でありかたには安全機能への影響は考えにくいと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:56	このためことに対して安全機能を維持できることから火災防護対策は不要であると、こちらについては期間における適用のための設計方針を踏まえたものとしては該当評価を行ったと。
0:50:07	ということになります。
0:50:09	ただし、先ほど申し上げた通りですね、建家については火災区域として設定しておりまして、広域化区域で火災防護対策を講じてございますので、そちらに対して影響がないことを 2.1. 1.3 以降で御説明させていただきます。
0:50:27	それとそちら果樹 118 ページになりまして、
0:50:31	もう
0:50:32	火災区域に対しては、火災発生防止対策っていうのを講じてございます。
0:50:38	規模に対する置ける設計方針としましては、
0:50:43	①②③でしますと、まあ漏えい防止大差つく。
0:50:47	構造で漏えい防止対策を講じる。
0:50:51	とともにですね経営漏えいした潤滑油等が拡大することを防止する設計としていくことや、配置上の考慮としまして、壁や、離隔等による 8 を考慮して前キ口。
0:51:06	そのこのやつを安全機能持ってる機器、
0:51:10	壁等の設置に係る八条高知考慮して配置するという設計としていくことや、建家の関係を
0:51:19	利用した機械換気を行う設計としている架橋の方針でございます。
0:51:25	119 ページになりまして、
0:51:29	今回濃縮減容装置の設置の設計方針でございますが、今回発言装置、こちらについては印可については潤滑こちらを内包してございまして、米基盤方針と同様にですね、構造面で漏えい防止対策を講じる設計とするとともに、
0:51:44	スズキ等を設置してマルした潤滑油、
0:51:48	拡大すること物理設計としてございます。
0:51:51	また火災の発生防止するために、各建屋換気系による機械換気を行う設計とすることで、来許可と同様の更新としてございます。
0:52:00	油内包設備からの漏えいの有無については巡視により確認するということで、こちらも同様な対応となっております。
0:52:08	なお配置上の考慮についてですが、° 5 同区域内に火災防護対象機器が存在しないため、排除の考慮不要であることを確認しております。
0:52:18	したがいまして、聴こえにおける適用のための設計補助を踏まえたものである。
0:52:23	ということ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:24	を確認してございます。手続き 119 ページで不燃材の使用、こちら柱構造を立てない。
0:52:34	内装品な内装材に対する不連剤の使用の要求でございますが、
0:52:39	今回圧縮減容装置設置済みの設計方針になりますけれども 120 ページ。
0:52:47	設置に伴っているセンターの使用の変更はなくてですね、不燃材である金属とコンクリートで構築された建屋であることに変わりはありませんので、企業における適合のため適用除外とさせていただきます。
0:53:00	それでいって火災地震による実施制限する火災の発生防止、
0:53:04	こちらでも既許可ではリスク落雷による火災発生防止としてJIS規格、
0:53:11	筑銀基準法に基づきJIS規格による日設備の設置設備の設は地震の発生防止については耐震クラスに応じた
0:53:22	小さいの元地盤のような設置、こういったような
0:53:26	ことが要求して評価されていますので、そちら棒する。
0:53:31	設計としておりますが、今回の尽くす減容装置の設置における設計方針については、これも同様になるんですけども時伴って立て直しを
0:53:44	というのは変更等も内ませんので、日ら設備の設置以来、
0:53:49	設置物敷設体制これは耐震設計も建屋、こちらについては変わりませんで機構における方針を踏まえたものでございます。
0:53:58	それで 121 ページ。
0:54:00	こちらの感知消火の中間地設定、火災感知設備、
0:54:05	続いて記載をしております。
0:54:08	こちらの既許可における設計方針につきましては、機構においては不燃材料であるコンクリートたかっ継続により構成差、
0:54:16	配管等については、磐梯としての機能が火災による影響を受けないことから、消防法または建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計としてございます。
0:54:29	こちらでも繰り返しになるんですけども、圧縮減容装置の設置における設計方針については、建家の使用については変更はございませんので、許可の方針そのままという形になります。
0:54:41	続きまして消火設備になります。こちらでも感知設備と同様でございます、
0:54:48	建家については金属とコンクリートで構成された建屋でございますので、火災による安全機能への影響考えにくいと。
0:54:56	ということで火災荷重低く管理していることから、消防法または建築基準法に基づか消火設備で消火する設計としてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:05	122 ページ目で今回の場合も先ほど感知器と同様に建家については変更ないため影響化の方針そのままということ。
0:55:16	でございます。
0:55:17	122 ページ、こちらは 100 火災の発生。
0:55:21	影響軽減のための対策なんですけれども、規模については、隣接する他の火災区域、こちらが分離する設計としてございます。
0:55:32	今回につきましても発言装置については、火災区域の設定の変更というのはなくですね。牧場の区域の設定そのままですので、他の解析から分離された設計。
0:55:46	でございます。24 日からですね、圧縮減容装置の設置性における設計大島機構における業務のための設計方針、こちら踏まえたものだって本坑に適用することを確認してございます。
0:55:58	それでは日工についてですが、こちらは消火設備におけるでございます 123 ページ。
0:56:06	規模の方針につきましては、所風の放水による溢水等については苦情に基づく安全機能への影響がない設計と、そういうことを聞くような方針としてございます。今回の設置に伴うあそこ現装置の設置に伴って消火設備の変更はございませんので、
0:56:24	影響における設計を障害トムラ本校
0:56:28	適用するものと考えております。8 条の御説明は以上になります。
0:56:37	はい。規制庁のカドヤです。
0:56:40	ちょっとまずあの確認をさせていただきたいのが今 100、
0:56:50	113 ページのところは区域の設定っていうことで、ちょっとこれは後でもう 1 点、ちょっと今動くとして次に 114 ページ、115 ページのところにかけて火災防護対象機器にそのままのかどうかっていうところの検討がなされていると思うんですけど。
0:57:10	今説明はこたえよう廃棄物処理系アノンがまた安全機能のその表の話はもう繰り返し言わないんですけど、固体廃棄物処理系っていうものが今のロジックだとその放射性物質の貯蔵機能っていうのを持っているからな防護対象ですと、
0:57:29	で防護対象なんだけど、それが入っている。例えば作業建屋ですねっていうのが、金属とコンクリートで構築されて、影響っていうのが間できるの影響は考えにくいかなっていうことで、結果防護対象から外すっていう整理をされてるんですけど。
0:57:47	ちょっと 1 点確認をしたいのがねどうい通しでいうと 126 ページのところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:57	なんでここにこれ既許可の時のまとめ資料でもうされてるんですけどこれって添付 8 にもほぼほぼというか同じ記載があるところなんですけど、その安全機能を有する機器等っていうところで、
0:58:13	発電用原子炉施設側で始まって火災防護隊施策を講じる対象として重要度分類のクラス 1 クラスに安全評価上機能を期待するクラス 3 に属する構築物、システム及び機器
0:58:29	とするって書いてあって、その上でっていう形で貯蔵機能を有する構築物っていうのが出てくるんですけど、これ文章そのまま読むと、もう今回固体廃棄物処理系圧縮減容装置含むその固体廃棄物処理系で安全評価上機能を期待するクラス 3 には該当しないんで。
0:58:48	名の一段落目のところで、もうその火災防護の対策を講じる対象からも外れてるんじゃないのかなんていうふうにこの文章からそう読めるんですけど、現状今議題の中では放射性物質の協働っていうところで、
0:59:06	整理をされているように見えるんですけど、この書きぶりで行くと、何かそこを考えると以前のところでクラス 1 クラスに安全評価上期待するクラス 3 に該当しない。
0:59:19	っていうことではないから聞くか何かそういう整理になってるんじゃないのかなと思ったんですけど、すみません、ちょっと繰り返しません 128 ページの火災防護対象機器の選定のところっていう理解でよろしかったですかね。
0:59:36	そこで安全、
0:59:38	KSK統合、
0:59:40	及び放射性物質貯蔵等の機能を確保するために必要な機器、こちらが、
0:59:46	火災防護対象機器として選定するという記載になっているので、そこはまた火災によって、
0:59:55	機能を喪失しますかしませんかっていうのを次の負担がですね、整理しているという流れになります。
1:00:02	聞いた中で、それちょっと私の理解があるのかもしれないんですけど、その安全機能を有する機器等っていうことで、火災防護対策を講じる対象っていうのがクラス 1 クラスに
1:00:14	安全評価上機能を期待するクラス 3 でずっとというのはまずそうそうそうでその下のその貯蔵機能云々というところはそその上でっていう話になるんで、来許可の整理のときなのか、この記載を読むどうも
1:00:34	そもそもそのプロセス安全評価上機能を期待するクラス 3 ではないっていう時点で
1:00:42	放射性物質の貯蔵機能としてのその防護対象っていうところに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	入ってこないんじゃないのかなと思ったんですけど。
1:00:53	日があります趣旨は理解して、
1:01:03	経常なるだろうとは外してるっていう結果同じなんですけど、外し方が今の御説明濃度の建屋がその金属コンクリートで安全機能への影響は考えにくいから対象じゃないと。
1:01:18	指定されているんですけど、それがそうそこまで行く、もっと手前のところではずれてないですかっていうところをちょっと確認したいので、ちょっと聞きおくあの時の
1:01:33	整理あるとか、箇の含めてちょっと確認していただきたいなと思うんですけど、現在例えば承知しました。ちょっと結局ではちょっと
1:01:43	昨日も拾っていますというところでちょっと整理を再度確認します。
1:01:48	出てくれて長期のその気体廃棄物処理系とかだったら安全評価のところ出てくるから、まあ当然その貯蔵機能で拾ってる部分というのはあるとは思いますが、今回の固体廃棄物処理系って考えたときには、評価上期待していないんであれば、その時点で対象から外れてないんですかって言うところの確認をちょっと
1:02:08	従ったので、ちょっと記憶が所見いただければと思います。
1:02:13	エネットでございますでしょうかと思うので、あと何かまとめ資料が引いてきていただいているんですけど…発に火災防護に関する基本方針でダーッとこう書かれてると思うので、どちらかという多分起債の上位としてはステップ8のほう上位に当たると思うので、そこに記載があるんであればそっちから引用していただくほうが、
1:02:32	説明性が高いかなと思いますので、
1:02:35	はい、ちょっと確認してください。
1:02:38	原電の多田でございます。内容は一緒なんですけども承知しました。
1:03:00	はい。
1:03:01	はいレックのですね規制庁のカドヤですけども。
1:03:10	119 ページのところと118 から 69 にかけてのところと、
1:03:18	まず既許可における設計方針の③のその換気今回その油内包っていう設備ってということで、結局のところ原子炉建屋及びタービン建屋送風機、それから、排風機等の空調機器による。
1:03:36	機械換気を行う設計としているってということで、今回その油を内包しているってということで固体廃棄物作業建屋ああでも換気を行いますということなんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:48	これあれですか来食い違った時許可のときには、このA排風機etが関係各換気系に油内包してるからって意味でその建屋の換気ってというのがもともと固体廃棄物作業建屋を他にもそういう気がってあったのか、それとも今回圧縮減容装置。
1:04:08	その唯一油を内包する機器が新たに設置されたので、ここは廃棄物作業建屋の中に関係にもその期待するようになったのかっていうとそのどちらになる原燃ただでございます。前者でございます、もうすでにルーター別途提案の中にホイストですとか、バブラね。
1:04:26	放送設備がございましたので、本当に国会の減圧装置が加わったと。
1:04:32	ということになります。わかりました。こちらちょっと今回新たにそこに期待したわけじゃなくてもともとそれがほかにも油内包設備機器があって、もともとそういう対応関係の対応しているところに恒設額をたっているのがちょっとわかるようにちょっと記載だけ。
1:04:50	ちょっと追加をしておいていただければと思います。ネットで措置しました。
1:04:58	どうぞ。
1:05:07	はい。
1:05:12	はい。
1:05:13	。
1:05:25	他ちょっとやっぱその辺ちょっと私もちょっと今整理をしたいので他どなたかあればお願いします。
1:05:36	規制庁ナガエです。今カドヤの方から伝えたところなんですけど 126 ページのね、
1:05:48	8 条の 15 っていう下のページなんですけど。
1:05:51	通しで 126 ページですね、(2)の安全機能を有する機器等というところで書いてあること等、ここ多分来抱えていることが基本的には数字としては、この方向は正しいんだと思うんですけど、
1:06:09	クラス 1 リットル前も言ったかと思うんですけど、放射性ちょうど昨日でクラス 2 のハの放射性物質の貯蔵機能と、クラス 3 の放射性物質の貯蔵機能があって、当該の今の
1:06:26	設備はクラス 3 の貯蔵機能なんですね。で、クラス 2 っていうのが来た廃棄物処理系みたいに来端数を与えるに入ってる原水タンクなんかの破断を考慮して、安全評価上その機能を
1:06:43	隔離弁で投じるっていう事故の解析でやるので、そういうものっていう、比較的インベントリーが多くて、環境に出やすく、周辺公衆の被ばくを行うものっていうそういうカテゴリーなんであって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:02	おそらくその進むの今の放射性物質の貯蔵機能、クラス3のものっていうのは、それよりも、インベントリも少ないし、答え以上のものであるので、環境への放出しがたいと
1:07:18	いう整理に前も言ったかと思うんですけど、そういう取り扱いであって今のその(2)の流れでいくと、それから外れて一番最後に書いてるその他の設計基準対象施設は消防法建築基準法。
1:07:35	日本電機協会電気
1:07:37	基準規定指針とそれに応じたっていうふうに書いてて、要はを炉規法のWAN O性があるんでなくて従前の消防法とか建築基準法のものであれば、基本的には一般産業並みでいい。
1:07:53	程度で基本的には設計としてはいいのではないかというふうに私は思ってるんで、ちょっともう一度重要度分類の考え方とかをしっかりと読んでちょっともうちょっと見直していただきたいと思います。
1:08:12	エネットでございます承知しました。
1:08:20	はい。
1:08:22	規制庁のカドヤです。ちょっとまず113ページのところで、その火災区域火災区画の設定っていうところで、ここでは一応その
1:08:38	固体廃棄物運営作業建屋っていうのを区域として、もともと既許可のときから設定をしていて、今ナガエから話のあった通り、そこはその炉規法上で上乗せされたその区域としての要求事項ではなくて一般産業並みの障防法なり建築基準法なりっていうところで、
1:08:56	その区域として守ってるっていうことを理解したんですけど、その時に土地の確認は今113ページで区域のところを設定してそのあと100、
1:09:13	19、119とか、118以降ですかね、以降のところは基本的に全部その区域を建家あのお話をこう書かれていてその整理っていうのは
1:09:29	建家で建屋区域では守るっていうその区域によるその防護っていうところを建築基準法とかそのレベルのものですけれども、炉規法の上乗せされないものとして守るっていう趣旨においてこれ全部、
1:09:44	固体廃棄物作業建屋はこうです、答え配給先の建屋はこうですっていうふうに書かれているという理解をすればよろしいですか。
1:09:56	下ネタでございます。こちらの6票を受けた火災発生防止対策。
1:10:02	に基づいた対策という理解をさせていただきます。
1:10:16	時じゃなかですけどももうちょっと説明いただけますか、ちょっと先ほどの議論で、もともと火災防護対象
1:10:27	すいませんネットですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:29	検討でございます
1:10:32	東海第2の方針としましては火災区域も設定しますと、そのあとに、その火災区域に対して火災防護対策を講じますという設計をしてその後流れてくるんですけども。
1:10:45	その区域に対する火災発生防止対策っていうのは、
1:10:50	本当なんでしょうか。
1:10:54	すべての施設全般、
1:10:57	同じ火災発生防止対策を行っております、
1:11:01	実施してるグレードについてはあるBであろうと減るだろうと変わる変わらないという
1:11:09	概要になります。
1:11:11	規制庁の方で建築基準法に基づきって言っているのはこれは炉規制法の内容になってます。そういうことで、そうですね、不燃剤というのは例えば曲線に基づく
1:11:24	こういう不燃材という
1:11:26	それを受けて記載しているものになります。マーケットの中でですね。そうするとちょっと整理があれなんでを呼ばなくなったのが、例えば、感知器みたいなものは炉規法上その異なる種類の異なる方式のっていう、
1:11:42	求めているんですけど、そもそも防護対象設備がない区域Eであるならば、それは設置が不要っていう話だと理解をしているんですけど、今回もその消防ほど金受給法に基づく火災感知器っていうことでいくと、これは、
1:12:00	何か炉規法上のその上乘せ要求ではない部分で見ているわけですよなんか
1:12:06	炉規法上の火災のその防護の審査基準に基づくものと基づかないのかな混在してるような印象を受けたんですけど、向こうはどういう整理が既許可の整理としては、曰火災感知器設備いい消火設備、こちらは
1:12:25	不燃材であるから、機能しないとはないという論理で消防法または建築基準法に基づく対応しますという流れになってるんですけども、その前提が
1:12:42	阪神。
1:12:43	いいか可燃物の管理を行うからとか、不燃材であるからとか、ちょっとそういう前提としてところがありまして、東海第2としては発生防止対策補助ツールについては、火災区域全般について行うっていると。
1:12:59	いうことになりますので不燃材であるから、議論所内ないという整理で火災感知設備ですとか、あそコスズキについては障防法ですとかそういったものに基づくものとして行ってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:14	部分でちょっと
1:13:17	それが出てきている状況です。
1:13:20	規制庁の岡部です。ちょっと確認したいのがその区域の設定のところの話でもともと防護対象設備火災から守らなきゃいけない設備が設置されているので、区域を設定してってということで、これ炉規法上の
1:13:36	高いグレードでのその区域としての守り方をしているところっていうのはまあ当然あのかでいろいろとあると思うんですけど、お答え廃棄物のその作業としてやってもともとそのそのまま守らなきゃいけない施設がないいいところなので、
1:13:53	そのフェリーでいくとその炉規法上の区域を設定する必要がそもそもないないんだらうと理解をされていて、ですけど一応その既許可の中で区域という設定をしてそれから炉規法じゃない意味での区域というのを設定して、あとは建築基準法なり何なりの
1:14:09	炉規法じゃない上乘せのない区域の中での対応を個別にとっているっていう整理なのかなと思ったんですけどそれはあるかあくまで区域って言った瞬間に全部その炉規法上の上乘せのある区域という整理を既許可で、
1:14:26	きているんでしょうかね、守るものがないのに不そんな設定されていたということになるんでしょうか。ジェネレーターでございます。通りの流れとしましては、まず放射性する。
1:14:40	ちょっと機能を有した設備がありますか。ありませんかと。
1:14:44	入ってれば区域として設定しております。
1:14:47	区域と設定した後にそれが改めて、
1:14:52	火災防護対策を講ずる必要がありますが火災で機能喪失しますかすいませんかっていうの。
1:14:58	と評価して守らなくていいねということで火災防護対象から外しているんですが、そういう意味で、火災区域っていうのは、火災防護対象ガラケーなくても設定する自動的に設定されちゃうフローでちょっと設定しております、
1:15:17	うん。
1:15:19	本来であれば火災防護対象設備がなければ区域を設定する必要はないというのが御指摘の通りなんですけども、既往の方針がそういう方針でやってるところがございまして、
1:15:31	区域 6 アマノなものがなくても設定しているものになって空き地中で守るものがなくても設定をしているものも名前としてたら空気を使っているだけではなく、も炉規法上の一番要求レベルの高い区域として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:51	設定すると、まず宣言しているってということですか。その通りで、改めて個別で区域には設定するんですけども、必要は
1:16:03	火災、
1:16:04	防護する必要がないかってのは後ろで評価してなければ、
1:16:09	感知器ですとかは異なる感知器が要求されている。
1:16:14	誰もするんですけどもそれについては障防法による対応の見てやりますと、いうところで、一部町会対応除外していると。
1:16:22	いう流れになります。
1:16:25	ちょっと今のところ、後ろの摂取量使って説明してもらっていると。
1:16:31	塗布フローがあればよろしかったんですが、ちょっと
1:16:37	少々お待ちください。
1:16:44	もし今日今日無理であれば次回でもいいんですけど
1:16:49	ちょっとその既許可のときの整理のどこで炉規法上の区域じゃないものとしてそのなくてもいいよというのをグレードダウンじゃないですけどしているのかっていう
1:17:03	そうしましょう。まず先ほど御説上げネットでございます先ほど申し上げたところが 125。
1:17:10	ページ目以降になりまして、
1:17:13	投入の河成も対策の流れとしましてはまずは守るものかも何かも、
1:17:20	ではなくて火災区域の設定を行ってます。
1:17:24	これが 125 ページに示しているんですけども、
1:17:33	はい。
1:17:35	ちょっとですね。
1:17:43	パッケージの中で二つ多分 125 ページのところでは言っている区域の設定っていうのはしてるんだと思うんですけど、あそこはその 3 時間耐火のその区域境界のところは多分、当然その要求はかかっていると思うんですけどその中身のその発生防止とか感知消化とか、
1:18:00	そうそういったところまで
1:18:04	高いレベルの炉規法上の要求をかけるという整理を行っているのかっていうの許可ですと、そういうふうになっているのかってことをちょっと確認そこはそうではございなくてですね、そうじゃないかとすいません区域は火災防護も上の区域を設定しておそらく製法からやっております。
1:18:24	そちらについてとその線申し上げますとですね、例えば 100
1:18:29	50
1:18:36	4 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:38	になります。
1:18:43	154 ページにその消火設備を設置する設計の内容をそのまま流れで記載しているところがございますけれども、その中で緩和っていうか、
1:18:55	除外する規定がございますして、また、154 ページでお答え廃棄物最後建屋及び廃棄物処理建屋、
1:19:03	これは実は継続とこれちょっと構築された建物建て屋であって、火災による安全機能への影響考えにくいと。
1:19:10	そうは言うてからも若干に行われており、消防法または危険物建築基準法に基づく、消火設備で消火する設計とすると、ここは先ほど申し上げた除外といえますか。
1:19:24	とく。
1:19:26	あれですね、炉規制法の対応通りによらないものを列挙した内容になっているんですけども、該当する部分はここですとか 151 ページ。
1:19:37	こちら感知器のA、
1:19:41	この規制法の対応によらないものを記載した方針のところになりますけれども、
1:19:47	燃材料であるここにまた金属に構築する構成された火災防護対象機器を設けた火災区域または、
1:19:53	火災区域補助について、障防法建築基準法に基づく風設備感知器を設ける設計とすると。
1:20:01	いう、こういったところが該当する箇所になってございます。
1:20:10	規制庁のかぶりそうするとちょっと一番最初の指摘に戻りますけど、安全機能を有する機器等っていうところのそのクラス 1 クラスに安全評価上その機能を期待するクラス 3 っていうのが、火災防護対策を講じるんですよっていう
1:20:26	ところでは、
1:20:27	結果はじいてないっていう整理ですか。
1:20:36	うん。
1:20:37	いや、結局、防護対象なんだけどっていうところで、防護対象なんだけど、そもそも燃えないものの金属コンクリートで、
1:20:53	っていうところで、対象なんだけどそういう理由た金属、コンクリートの建屋だからっていうので、いろんなものを外しに行っているっていう整理で立ててございます。予想ではないですね、火災によって影響受けないので防護対象設備ではないんですけども、
1:21:12	ちょっと規模の一番最初の御指摘いただいた内容をちょっと整理してですねちょっとその整理と今回のこの整理でそれから一番ちょっと気にしているのは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その区域って一言で言ったときに、ピー・シー・エー法上の厳しい要求わかってる区域等、あと防護対象設備が中に内包していないけど、
1:21:32	とデモ区域って言ってますっていうそのながらレベルが違うものがあると理解をしていてそれが今回の答え廃棄物作業建屋のほうは、本来は空気にする必要ないんだけど区域にしていますっていう、
1:21:49	もので、なので建築基準法レベルでとか、かつ障防法レベルでいいですっていう整理なのかなと思っているとちょっとそこら辺の関係性をわかるようにちょっと説明をまたちょっと次回でもしていただきたいなと思うんですけど、出てございます。認識としてはおっしゃった。
1:22:06	ここでおっしゃった内容を列挙したのも理解してるんですけども、ちょっと整理したご説明させていただきました認識としてはその認識でやはりその流れから守るものがないけどとりあえず区域としては設定してますっていうんです。
1:22:21	ほかにしたちょっと下がったところの理解があるのかもしれないと途中でその結局区域っていうのは1個しかなくて炉規法、炉規制法、両のガチガチのやつしかなくて、あとはそれを何か理由をつけて、要求事項を外していつてるんですけどっていう説明をされているように、途中で聞こえたんですけど、そういう意味ではなく、
1:22:39	守るものがないからっていうところでの区域として、別途そのなんて言うか、炉規制法上のしっかりした区域とそういうのは、守るべきものは特にないんだけど、区域として設定してますっていうの2社があるっていうそうそう、ちょっとその整理で、はい。
1:22:58	説明いただけるとあそこまで時間を使ってもよかったってすみません、再度情緒再検討していただければと思います。
1:23:14	規制庁ナガエです。今の設置許可基準規則の解説で読んでる
1:23:21	実は発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関わる審査基準を参考されてると思うんですけど、お手元にあったらちょっとお持ちの方見ていただければと思うんですけど、その
1:23:36	最初のほうの用語の定義で1ポツに用語の定義っていうのがあって、
1:23:42	搬送の
1:23:44	(15)っていうところに安全機能っていうのはあってこれは火災防護に係る審査基準で定義しているその火災のためのその定義なんですけど、その15の安全機能を読みますと、原子炉の停止、冷却、
1:24:01	環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能言っっては切り換えてですね、これはさっき私が言ったその安全機能の12と、あと安全評価で使ってクレジットとってる設備とっていう話等も基本的には大体整合してるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:20	そのままですかね
1:24:22	あわせ物質の貯蔵機能のクラス 3 というところではなくてクラス 2 までの話をこの中ではその安全機能っていうふうに火災防護のための定義としてはそういう再定義をしてるっていうふうにちょっと解釈してるんで、その辺もちょっとあの後、
1:24:40	もう一度ご検討いただけて、ちょっと
1:24:43	修正等をしていただければと思うんですけども、ジェネレーターでございます処置しました。
1:24:58	あと 1 点ちょっと 8 条のところでの確認今回も油内包設備であるっていうことで、
1:25:11	フィード等の
1:25:27	堰等を設置するっていうところがあったと思うんですけど、今ページが 5
1:25:35	69、119、失礼しました。
1:25:40	失礼しました。すみません。119 ページの 2 行目のところに油内包などで適度設置広いした潤滑油または燃料とか拡大の防止するっていうので。隻等って書いてあるんですけど、実際ここは
1:25:56	隻堰内に漏えいしたことを検知するような漏えい検知器みたいなものとか、そういったものはつける予定があるんでしょうか。ネットでございます。現在とか巡視で今、十分対応できるものと考えて検知器をつけないということでございます。これは機構の時の適用法人から隻をつけてます。
1:26:16	拡大を防止するっていうところを応答をやっていて検知については人が巡視でっていう、その整理は変わっていないっていうかの通りです。はい、わかりました。
1:26:29	はい。8 条関係ちょっと整理が残りましたけれども他に確認点ありますでしょうか。よろしいが、
1:26:39	わかりました。
1:26:45	規制庁の儘田ですけど、今の 119 ページの
1:26:51	それです。ね。圧縮減容装置設置時における設計方針で、
1:26:56	群馬圧縮減容装置自体が、油を内包する設備であるためということで、
1:27:03	今回
1:27:05	いろいろ
1:27:08	溶接構造にするであつたり、シール構造により漏えい防止対策を講ずるとか、隻等を設置すると。
1:27:18	ということで油の拡大を防止するとか、
1:27:23	或いはその建屋の換気系で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:26	機器配管機械換気を行う設計とするとかまあ、こういうことが書かれているんですけども、
1:27:33	これの新人
1:27:35	何ていうんすかね申請上の位置付けの確認なんですけど、今、おそらく別件ですわ、別添を見ると、
1:27:47	1 ページが本文 5 号で
1:27:52	あと、
1:27:54	9 ページ以降がいわゆる、
1:27:57	設計方針ですかね、要は要求事項に対応して、
1:28:04	今、適合のための設計方針ということで、
1:28:09	例えば
1:28:11	14 ページに 8 条であれば、枠囲いに要求事項書いた上で、適合のための設計方針というのはいわゆる、
1:28:21	発生防止、感知消火、影響軽減の 3 方策についての、今概略的な設計方針を記載すると。
1:28:30	いうことで、
1:28:33	で、
1:28:35	24 ページ以降は、各
1:28:38	施設ごとのですね、設計方針を示しているということなんですけど。
1:28:45	ちょっとこれだけで十分なのかという意味で、本体施設の場合には当然
1:28:56	34 ページの適合のための設計方針だけではなくて、いわゆるか火災設備としての設計方針が別の章で、
1:29:09	今、詳細に記載されるというようなところも、
1:29:13	あると思うんですけど。
1:29:15	そのあたり、さっきのまとめ資料の 119 ページの設計方針を踏まえて、
1:29:24	記載の必要性について
1:29:28	ちょっと
1:29:30	足りないような気もするんですけど、この辺りはいかがでしょうか。
1:29:36	現在いただいております。今回変更申請していない範囲、ここに火災の基本方針っていうものがありまして時一緒ですね、そちらについてはその設計方針に倣って設計することで計画して変更事項がないということで、
1:29:55	今回変更対象には入れてございませんので、それで
1:29:59	すでに定めているさっきに基づいて設計を行っているという内容になります。
1:30:10	ちょっとすいません。
1:30:13	ちょっと理解できなかったんですが、再度確認なんですけど 119 ページの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:21	上のほうに書いてあるその設計方針というのは、今回新た新規で設置する和食幻想賃貸して今回変更で新たに
1:30:35	溶接構造であったり堰等を設置するだとか、新たな設計を伴う。
1:30:40	ものであったり、或いは既存の建屋換気系を使って、機械換気を行うと。そういう。
1:30:48	既存の設備に期待するところがあるというような説明がなされてるんですけども、
1:30:57	設置申請上のクレジットっていうか、
1:31:01	位置付けについて申請上明確にする必要性はないのかという趣旨の
1:31:09	コメントなんですけどそれが
1:31:12	ちょっとよくわからなかったんですけどもう一度お願いします。
1:31:26	すみません。
1:31:27	ちょっと別の質問の補足しますと例えば⑦の資料で言うと19ページだけだと ですね、これは3方策の適合方針の概略が示されてるだけで今言った
1:31:43	漏えい防止の設計、設計を設けるとかそういうのは、
1:31:49	あるんですかね、例えば換気系が期待すると言ってながら関係が書いてない とかっていうことで、それはなぜかっていうところの
1:31:59	あくまで
1:32:01	19ページに相当するところは、
1:32:06	別添でいうと、あくまで9ページから始まる。
1:32:10	要求事項に対する適合方針の
1:32:14	いわゆる添付8で言うと、前半部分ですね、非常に概略的なところで、それ以 降添付8であれば、
1:32:23	当然書火災消火設備であれば、より詳細な
1:32:29	施設ごとの記載が書かれるようなところもあるので、そういうところの記載が必要 なのかどうかってそういう趣旨なんですけども、人間の数がございます。
1:32:46	趣旨は理解しましたね、先ほどおっしゃっていただいた火災であれば、細かな 設計がそちらにあるとこちら認識の通りでございまして、そちらの内容については 変更なしとその中でやっているという行為でございまして、
1:33:05	いいでしょうと今回の変更申請対象にはなっていないという整理を行っております。
1:33:12	わかりました。もしそういうことであれば例えば⑦の資料の
1:33:19	当該箇所が左に書かれてあれですかね、右側。
1:33:23	その内容が適用されるので。
1:33:28	というような御説明であれば何となくわかるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:34	原理の例えばトムラの資料右側ですね今回の申請対象、
1:33:40	申請内容を落としてございまして、
1:33:44	そういう意味では
1:33:46	火災の基本方針細かなところの報酬述べたところっていうのは変更ないので右側がない状態になると。
1:33:59	きちっと中で、ちょっとですね今細かな今のその火災E分のための機器がもうすでに方針としてその添付資料 8 なりに示されているっていうことであれば、その該当箇所を示していただいて、
1:34:14	ここでもうすでに許可でうたっているこの設備のがこの例えばこの答え廃棄物作業縦の関係っていうのはそこでもすでにつけることをうたってますとかですね、隻とんところは方針書いてあるかもしれないですけど、そういう
1:34:30	もうすでに許可で対応していて、変更がないっていうのが御説明は理解したんですけど、それはここにこう書いてあるからこの部分で読めるので変更する必要がないんですっていうのをちょっとまとめ資料ベースで落としていただければいいかなと思います。
1:34:46	あと、原燃の鈴木です。承知しました基本方針についてもですね、当該箇所をこちらのほうに載せたいと思います。すべてがすべてすべての上部についてそういった細々とした所載せるというよりも、先ほど 119 ページで
1:35:02	隻とか関係とかいうふうに出てきて、そういったものが今の現状のその設計方針のほうでは読めないところについては基本方針なんかも入れることで対応したいというふうに思ってます。以上です。
1:35:16	規制庁の浜田です。よろしくお願いします。
1:35:23	はい、すいませんじゃあ 8 条関係は島に合図以上でよろしいですかね。よろしければ次にじゃましょう。
1:35:37	はい。現在のアリモリでございまして。続いて 9 条の溢水による損傷の防止等について御説明させていただきます。
1:35:46	そう。
1:35:49	。
1:35:50	さっき出野様です。9 条についての回答一覧表のほうから説明をさせていただきます。
1:35:58	番号で言いますと 56 番になります。
1:36:02	はい。
1:36:07	6 条と同様にですね、修理等は何かというところで損傷を想定した場合の代替手段等について整理して明確にすることというふうに御指摘をいただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ます。これに対する回答ですが、右のほうに行きまして、2段落目に救助についてというところで書かせていただいております。
1:36:27	想定される溢水により影響を受ける安全機能を維持できる設計といたします。例えばということで想定される溢水によって固体廃棄物それを建屋の壁等という壁等が損傷することはないので、枚数に対して安全機能を維持できるというふうに考えております。
1:36:45	補足に移りますと、資料の
1:36:53	通しページでいくと167ページになります。
1:36:57	はい。
1:37:00	。
1:37:02	267ページの上から2段落目ですね具体的にはというふうに指定が書かしていただいておりますけれども繰り返しになりますが想定される溢水により影響を受けずに安全機能を維持できる設計とすると。
1:37:17	こたえる先ほどの作業建屋の壁等が溢水によって損傷することはないので安全機能を維持できるというふうに考えて、
1:37:26	おります。
1:37:27	一つ目のコメントについては回答は以上になります。続いて溢水評価に関するコメントもいただいております回答一覧表のほうに戻りますと57番のコメントになります。
1:37:41	市廃棄物された提案にて対応可能として類推評価について、既許可の考え方を再度整理し、許可の方針を踏まえた評価を実施すること。
1:37:50	答えだけを先ほど縦に圧縮議案装置を設置しているが他の建屋の一元化評価することは既許可の評価から正しいのかなどということで、ご指摘いただいております。
1:38:01	これに対する回答ですが日AS評価のちょっと考え方について大きく許可の内容も改めて整理いたしまして、考え方を少し書いてございます。
1:38:13	D評価の結果としてはですね、時許可では、溢水防護対象設備が設置されたとされている建屋について溢水防護区画を設定しましてええと想定破損による溢水等による溢水影響評価を行っております。
1:38:28	この防護対象設備が設置されているエリア外エリア外からの溢水影響評価、
1:38:34	では屋外タンク等の破損により生じる溢水に対して溢水防護対象設備に影響を確認しております。これに従いまして評価を実施した結果ですね。縮減措置から保有する油
1:38:47	これが漏えいした場合でも固体廃棄物作業建屋からの漏えいは防止され、万一こと廃棄物作業建屋から漏えいした場合でも、敷地の浸水高さへの影響は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	無視し得るほど小さいということでSM大台設備への影響はないというふうに考えております。
1:39:03	細かい内容について補足で説明をさせていただきます。
1:39:08	通しページでいくと先ほどの 467 ページになります。
1:39:14	。
1:39:16	2 ポツ 1 ポツに溢水影響評価というところから記載をさせていただいております。強化における設計方針ということで溢水防護対象設備が設置されている原子炉建屋、タービン建屋あ及び使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
1:39:31	について溢水防護区画を設定して以浅破損あ想定破損による溢水等による溢水影響評価を行っております。
1:39:40	また溢水防護対象設備が設置されている外からの溢水影響評価では、屋外タンク等の破損により生じる溢水に対して溢水防護対象設備への影響を確認している。
1:39:50	既許可になります。
1:39:52	このほかですねと建屋内の耐震BCクラスの機器に対してはポンプ等の油内包機器から機器の故障等により油が漏えいした場合に備えて、
1:40:02	昨日周辺に周囲に堰等を設置することで漏えい油の拡大を防止する対策を講じるということにしております。このためですね、油内包機器、より油が漏えいした場合においても、その周囲に設置された席。
1:40:17	によって漏えいの拡大防止されて安全機能を有する機器等に影響がないというふうにしております。
1:40:23	また、万一というところで書いてますが堰外に漏えいした場合についても各建屋におけるその太田のSP営推日付系統の溢水量に比べて十分に少なく、想定破損の評価に包絡されると保管されるというふうにしております。
1:40:40	以上が既許可の内容になります。これを踏まえた場合の圧縮減容装置の設置時における設計方針というのがスズキでカバーさせていただいております。
1:40:50	あと縮減そっちは作動 1.2E立米を保有しちゃいまして、溢水防護対象設備が設置されているエリア外となります固体廃棄物作業建屋に設置されます。
1:41:02	建屋遊びをそっち私Cクラスであるので油が漏えいした場合に備えて機器の周囲には堰を設置いたします。
1:41:10	なおですね固体廃棄物作業建屋の開口部には別の堰が設けられているという状況でございます。以上を踏まえまして圧縮よう措置がから油が漏えいした場合の影響評価について以降に書いてございます。
1:41:24	縮減措置からさどいう意見 2 立米が漏えいした場合においてもその周囲に設置された席によって漏えいの拡大防止されます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:31	また万一ですね、圧縮減容装置の周囲の堰の外にいろいろ拡大した場合においても減容装置が設置される答え廃棄物作業建屋の開口部や別の席がありますのでさらなる漏えいの拡大防止されると。
1:41:46	加えてですねあの地震により、耐震Cクラスでやる作業建屋の破損についても考慮した場合ということで、またドイの量を一気にレビューを踏まえると下に示す表の通り、その漏えいによる浸水敷地高さの影響はむしろ指針無視し得るほど
1:42:04	小さいということでも防護対象設備への影響はないというふうに考えております。このためですね、仕組みを減容装置の設置に伴う溢水影響評価の見直しは必要な見直しは必要ないというふうに考えております。
1:42:17	続いて 169 ページに移っていただきまして、既許可での屋外タンク等による溢水影響評価ということで載せております。
1:42:29	敷地ですね溢水量については 7408 立米ということでこれとの敷地面積との関係から敷地浸水深さ深さは 0.1mになりますということで評価をしてございます。ここにですね 1.2 立米が加わった場合にでもですね、敷地し、
1:42:49	政府かつ高さへの影響はごくわずかということで影響はないというふうに考えております。
1:42:57	コメントを回答につきましては以上になります。
1:43:02	それから、あと 7 資料 7 になりますが、
1:43:11	時許可の設計方針との比較を行ったもので、
1:43:20	すみません、あと 20 ページになります。
1:43:24	はい。
1:43:31	20 ページに第 9 条溢水による損傷の防止等のところについての設計方針が書かあれておりますが、次のページめくっていただきまして、大手企業ための設計方針ということで、圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は放射性物質のときのPSさんを有する施設として、
1:43:49	発電用原子炉設備内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とするということで設計方針としたいというふうに考えております。
1:44:00	説明については以上になります。
1:44:06	はい。規制庁の岡部です。まずちょっと補足説明資料の最初の 3 ページだから 162 ページのところ、
1:44:16	ちょっと書きぶりですけどまず既許可における設計方針っていうところ一番下の所蒸気に含まれない構築物系統及び機器は溢水による損傷した場合であ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	っても代替手段があること等により安全機能を損なわれない設計としていると聞くから書かれていて、
1:44:31	今回の 167 ページのところ縮減を装置における設計方針ってということで、これもまた主語はさっきと同じ指摘なので繰り返しませんけど固体廃棄物処理系はってということだとすると、それで読んでいたときに、その 3 行目のところに、
1:44:49	第 9-1 表に示す溢水から防護すべき系統設備に該当しないこととなりで代替手段があること等により安全機能損なわれて検討するためのけどちょっとここは記載を丁寧に書いて欲しくてさっきの 162 ページのところでは、
1:45:04	溢水により損傷した場合であっても代替手段がっていうところで何か言葉はあんまり省略せずとも既許可でうたっている内容と同じなのであれば、同じように、しっかり書き込んでいただきたいなというふうに思います。
1:45:20	で、それから油を内包しているってということで、今回溢水の評価をされていて原子炉建屋とかTbが原子炉建屋に松永って言ったりとかするってということなんだと思うんですけど。
1:45:38	これ今通しのページで言うと 181 ページのところ補足説明資料 33 っていうその許可のまとめ資料のときに、増えていた油が溢水した場合の影響についてっていうのが書いてあって、ここでそのポンプ等の油内包機器から潤滑油等が漏えいした。
1:45:58	場合に溢水評価にどう影響を与えますかっていうのを補足資料として評価をして、今回もその圧縮減容装置が油を内包するので、いっす評価にどう影響を与えるのかってのまとめ資料がで示してくださっているんですけど、これ今この資料にはついてないんですけどこの補足説明資料の 33 っていうところ。
1:46:18	はこの文章の後、この 182 ページで言うところのその次以降にその表が載っていてですね、その実際にその油内包機器っていうのが不リストとしてパーツと出ている内容内包量とか書いてあってれそれがその溢水に
1:46:36	どう影響を与えるかっていうのリストで挙げているんですけど、結局ここで挙げられているリストって、原子炉等々、それから廃棄物の処理等々、それから、
1:46:48	非常用ディーゼル発電機室っていう形になってて、結局の固体廃棄物作業建屋はこの中に出てきてなくて、何かそもそもの観点からすると、既許可のときって、その固体廃棄物先ほど手はさっき火災のところ、それぞれこれ以外にも油内包する機器がありましたってということがありますってことだったので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:08	そうするとやっぱり既許可のときってその他の建屋から通路が続いてるからって、こんな流れ込んでまでの油の溢水量の増加の評価っていうのは、既許可でやってるんじゃないかなって思うんですけどそのときこそ、
1:47:26	ナガセまでですとNNWの建屋の中で溢水減というものは基盤では想定はしておりません。はい。そうそうだとすると今回だけ圧縮減容装置の油による溢水の評価を南下するのって。
1:47:44	既許可のときにはやってないことをなんかやってませんかって思うんですけど。
1:47:52	はい。
1:47:54	県南させて確かにおっしゃる通りでこれぐらいの油の量を保有してるものを置いた場合にどう影響があるかという、航路都税に確認したというところにはなるんですけども、
1:48:08	えっとですね、留まって丁寧に確認していただく気持ちはわかるんですけど空き地の課題ですけど、やっぱりその前から来許可でどういうことを確認していて、今回それに倣ってこれを確認するんですけどっていうところはやっぱりその整理としてやっぱりちゃんと整合させて欲しくて、
1:48:27	なんかもともとこれ見ると、最初に見たところの副すごいすごい評価となってちょっとこう思っはいたんですけど、やっぱり機器許可との関係でいくと、そこまでの評価的確でやってないっていうことであれば危惧があるときにはそれはやる必要がないっていう整理をしているはずで、
1:48:42	むしろそのことを書くなら示していただければいいかなと思いますので結局性格も増えとるで所そこって、常時開なわけではないので、そういうのを考えると、何かで建屋のツールを通じて流れ込むってなかなか
1:48:58	なかなか想定しがたいかなというところもあるので、ちょっとそこは既許可の整理をちゃんと踏まえた形での資料構成にいただければと思いますが、原電の笹沼です。承知いたしました補機所管のもう一度大前提を確認してですね、IAEA見直したいというふうに思います。
1:49:17	じゃあそこはよろしくお願いします。
1:49:37	はい統計庁がそのほか、
1:49:40	この確認 9 条の関係がありますでしょうか。
1:49:45	はい。
1:49:53	規制庁ナガエです今の 21 ページの
1:49:57	適合のための設計方針のところなんですけどね。来許可で書いてる、なんていうんすかね溢水が発生した場合においても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:06	原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能維持できる設計とするってということで、こちらの右のほうに書かれてるのは、その圧縮減容装置を含む。
1:50:19	固体廃棄物処理系の長期の話を書かれて
1:50:26	対象とする安全機能を何を守るんだっていう話を主な対象が違ってるように思うんですが、その辺はいかがですか。
1:50:39	原電の赤妻ですとこちらの記載はですね巻き4日の第一段落、第1パラグラフに該当するところというふうに認識して欲しいしております、あと安全施設は原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、
1:50:55	安全機能を損なわない設計とすると。
1:50:58	いうことをにしておりますのでこの安全施設の中にこたえ廃棄物処理系も含まれるということの理解で今こういう設計を進めさせていただきます。でしたらはっきり同じなんていうんですかね
1:51:14	今の縮減輸送ちいが設置された場合においてもこれこれこれこれであって、そのなんていうのは従前の適用のための設計方針自体はね、閉合する必要はないってことだと思っんですけれども、その辺は全然
1:51:32	具体的に展開がこう読めないんですけどね。
1:51:45	現在の吾妻です。
1:51:48	招致ます今回圧縮装置をつけた場合に今記憶か案の内容王道を踏まえるかというのはちょっとすいません。また後というか再確認をしたいと思います。確かに。
1:52:03	安全施設はから始まった安全機能を損なわない設計とするというところに包絡されるというのは、という認識ですので、ちょっと改めて確認したいと記載内容を確認したいと思います。
1:52:18	規制庁ならです今日もずっと条項ごとにごとにやってきてですね、ちょっとそういう主語であったりね対象であったり、機能であったりっていうのはね。この頃いろいろその場その各項目ごとで、
1:52:35	いろいろ変わって一貫性が難航はやっぱりとらえられてないように思いますのでちょっと次回以降直されるときはこう全体を見て整合性のあるような治療にこう書いていただければと思います。
1:52:51	健全なさせまで性承知いたしました。
1:52:57	規制庁の川です。今日冒頭にもこちらからの指摘でありましたけど比較表のところちょっと聞き出していただいたところもあるんですけど備考欄を多分今度つけることになると思うのでそういったところで、その既許可とのどことの対応として書いているところですね今日出たところでの確認。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:17	今も幾つかあったと思うんですけどそういう補足は備考欄側でも加えていただくとかそういう工夫で説明するというのもありかなと思いますので、ついでにさつき8条のところとかでもありましたけど、記載のレベルもあわしいたいて、その左側のここに書いてあるのであれば、同じ高さにこう書くとかですね、ちょっとその、
1:53:35	最後出込みやすいように、ちょっとその工夫をいただければと思います。はい、じゃあ9条溢水関係は、そのほかよろしければじゃあ次にいきいたいと思います。
1:53:55	はい、現在のアリモリです。それでは10条の誤操作の防止について本店側から説明をお願いします。
1:54:07	タテベ管理の進歩でございます。続いて10条側のほうの御説明のほうをさせていただきます。資料のほうにつきましてはまず、①の資料、補足説明資料のほうの185ページ目のほうからになります。
1:54:24	ページめくっていただきまして186ページ目です。東翼事項の整理でございます。誤操作の防止のほうにつきましては、補足のほうでいく二つほどございまして10章のほうでは設計基準施設については、誤操作防止するための措置を講じたものがあつたものでなければならないというふうな
1:54:42	それから多めのほうにおきまして、安全施設は容易育つことができるものでなければならないということの要求事項がございましてこのインターヤに関しては、会社の方等も含めて適用対象というふうに我々考えてございます。ただ、解釈のほうで1個目のほうでございしますが、また
1:55:02	今のところの記載の中において、運転中の異常な過渡変化または設計基準事故の発生後で発生後ある時間までは運転員の操作に期待したというふうなところの記載がございまして、こちらについては適用対象外というふうに考えて整理してございます。これについては後程御説明のほう策定いただきます。
1:55:22	続きまして187ページ目でございます。こちらのほうにポツで適合のための責任方針のほうを整理してございまして、2ポツ1、まず1個目についての御説明のほうさせていただきます。まず既許可における設計方針でございますけれども、来評価においては誤操作を防止するため、
1:55:42	そうしまして規則に基づきまして、運転員の誤操作防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示によりつつ破綻用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計としてございます。原補正において点検においての謝りも掃除機用A流した設計としてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:04	また、続きまして運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故発生後ある時間までは運転員の操作を期待したっても必要な機能が確保される設計としてございます。日その他の安全施設の操作などについても、あと安全上重要な機能を損なうおそれのある地域減。
1:56:21	担当官を外部プラント外部の環境に影響を与える恐れのある現場弁等に対して、色分けや銘板取り付けによる識別管理を行うとともに施錠管理により誤操作防止する設計としてございます。雇用有した設計とすることにも御説明のほうへ機関のほうでさせていただいております、今回の圧縮減容装置。
1:56:41	における設計方針としましては、圧縮減容装置においては、色分けや銘板取り付けなどという識別管理を行うとともに、施錠管理による誤操作防止する設計といたします。続きまして 188 ページ目でございますが、ここで来つつ解釈に解釈の移行における運転時の異常な
1:57:01	過渡変化及び設計基準事故発生後におきかかる設計に関しましては、足助予想値が運転時の異常な過渡変化時A及び設計基準事故時に期待する設備がないことから事業対象外と考えてございます。以上のことから、1 個目における選考審査しては、A系更新世以降においては、
1:57:21	期間における事業ため設計方針を踏まえたものであり、本当に適合性というふうに考えてございます。続きまして閉じ込めのほうの御説明いられます。来古金における設計方針としましては、機構で安全施設は 4000 操作できることができるのでな。
1:57:38	ものでなければならぬとしまして、解釈の 10 章の 2 項に基づきまして設計J A等は調査が必要となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件はよろしいというものでございますが、及び併設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても容易に操作、
1:57:57	できると設計としていというふうなことで説明のほう査定いただいております。ご異議ございました圧縮減容法人を設置時における設計方針としましては、圧縮減容装置は要るわけ名は取り付けなど識別管理や視認性の向上を行い、容易に操作することができる設計といたします。
1:58:16	また縮減をこっちは当該操作な必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に持たせる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件、地震なり、火災内部溢水、そういったところの外部もですけれども、そういったものを想定してもよい操作できる設計といたします。
1:58:36	なお、外部に電源喪失時においては削減蓋上程施設設計といたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:42	続きまして 189 ページ目でございますがこれをもとにしていかににおける適用のための設計方針を踏まえたものであるとしましてA2 項のほうについても適用するっていうふうに考えているものでございます。
1:58:54	続きましてマエダの資料でございます。こちらの方、資料のほうは 21 ページ目でございます。こちら 21 ページ目中ほどのところから 10 条のほうの誤操作防止のほうについて営推でお示し残しておまして、左側で示しております申請書のほうへ適用ため設計方針についてこちら崩壊してございますが、
1:59:14	こちらに対応する形での熱くインフル設置止まった設計方針としましては手法のほうを圧縮減容装置はというふうなところ、それから、で運転員っていうふうなところで機構の井では説明してございましたが、こちらについては、作業員のっていうふうなところですが、若干修正しまして、
1:59:32	作業員の誤操作防止するため、盤の配置図、操作金担当操作性輸出とともに閉状態表示及び警報表示により圧縮減容装置の状態が正確かつ地すべりハッピー設計としますというふうなところで御説明をさせていただいているところでございます。
1:59:48	更にはAのところの下線部幹のところでございますが、こちらについてもH／における設計方針等を踏まえたもので記載してございまして、色分けや銘板取りつけなどという識別管理を行うこと。それから施錠管理における誤操作防止する設計とするっていうふうなところの講師を
2:00:07	こちらのほうでお示しをさせていただいているところでございます 1 項については以上でございまして続いて 2 項のほうでございますが、圧縮減容装置はというふうな方向での記載のほうでこちらのほう主語を明らかにしてございまして、色分けや銘板取りつけ等というふうなところの記載でございますが、こちらにつきましては、ウエイトを資料の
2:00:27	22 ページ目のほう、上段から 3 ページ、3 行目のところになります。こちら前ページの 21 ページ目から 22 ページの 2 行目までの間においては、こちらは地方制御室用対象としたような期待でまとめているところでございまして、
2:00:45	その 3 行目以降については中央制御室以外における操作というふうなところで、整理されているところでございます。今回圧縮減容装置につきましては、中央制御室外というふうなところもございまして、こちらの記載のほうと踏襲する形での健康診断を構成してございまして、
2:01:02	アズ減容装置は、色分けによる名はぶつけそれから識別管理申請の構造を行ったものを行いまして要員操作することができる設計方針というふうなことで整理してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:15	また、それ左側のほう、22 ページ目の上段から 6 号目以降のところでございますが、削減予想値のところの
2:01:29	当該操作が必要となる理由となった事象、が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件、それから転用現象施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件、そういったところのものを想定しても、水用装置については、
2:01:46	よい操作できる設計とするという旨の設計方針及び外部電源喪失筋においては発言予想ちゃんとお手数というふうな世間方針で整理するというふうなところでまとめさせていただいているところがございます。
2:02:01	映像十条については御説明は以上になります。
2:02:07	規制庁のカドヤです。ちょっと確認ですけど、資料 7 の資料のところ、
2:02:14	今第 1 項についてってところで結局記載のところ、さらについていうその他安全施設の相談などについて持っているので、プラントの安全上重要な機能を損なうおそれがある機器、中ぽつ弁やプラント。
2:02:32	外部の環境に影響を与える恐れのある現場弁等に対してっていうのがあるんですけど、今回の圧縮減容装置はこの、今言った恐れのある現場弁等に該当するという整理になってるんでしょうか。
2:02:50	どんなにっていう整理で、
2:02:55	には該当しないというふうにするか
2:02:58	はい。現在の新保でございます。そういった外的外部と繋がる、形の現場弁等というものがないというふうなところでございますが、原燃の鈴木です。今新保が説明した通り、
2:03:14	確かにこのプラントの安全上重要な機能を損なうおそれがあるってというようなところの文言のところですね今下線で引っ張ってさらにということで識別管理等を追記したんですけども、確かに患者さんおっしゃる通り、対象がそのプラントの安全上重要な機能、
2:03:31	云々というような話ですのでこの右側のほうで追記している河川のところはですね取る方向で考えたいと思います。以上です。慶長の硬さを変えました。ちょっと聞き許可でそれをそういうのも含めて言ってるんなら、かくかくべきですし、対象じゃないのであれば、
2:03:47	そこは記載する必要ないかなと思うんですけどちょっとそこを整理をしていただければと思いますので、それから実際ちょっとこれ言え等、一般的な話とかですねあの確認なんですけど今、ここでその誤操作ってものの防止するためってということなんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:03	ちなみに足踏み大掃除のその誤操作っていうのは何か具体的にどんなものを想定されていますか。
2:04:16	原電の大野です。
2:04:21	なんていうのはもう実物は軽度創通指定後通じたものを排出するといいますかそういった程度の装置ですので、
2:04:29	パワーポイントの資料のほうにも銘板のイメージをいたしておりますけどもそんなに拡散ボタンはないと思っておりますただそうは言っても、隣のボタンとかもし押し間違えその例えば圧縮と排出落ち間違えちゃったとかそういうのはあるかもしれませんので、
2:04:46	そういったところの誤操作は防止する必要があるのかなと思っています。
2:04:52	もともとドラム缶こう空き地中です潰すっていう類の装置なので、遠阪裾それによって何か今大きな事故をと何かを想定しているっていうよりもいわゆる一般的なその作業安全とかそういうのも含めた形での
2:05:11	誤操作
2:05:13	ていう
2:05:16	感じですかね。
2:05:17	はい。
2:05:19	原電の浦邊さんのその通りかと思えます。
2:05:23	はい、わかりました。
2:05:25	。
2:05:36	はい。規制庁側から何か追加で確認ありますでしょうか。
2:05:47	規制庁のアマノですけど
2:05:52	パワーポイントの資料で3三番ですかね、三番の
2:05:59	資料に10ページのところで十条の
2:06:05	それと、説明があるんですけども
2:06:09	それと今ここで操作盤のイメージということで
2:06:16	勝井図がついてるんですけども、それで
2:06:21	十条に限らずなんですけど
2:06:24	それと今あの説明いただいているこの一番の補足説明資料は
2:06:29	今申請書の内容について各条ごとに事実関係をちょっと確認する資料という位置付けに
2:06:41	言ってますいわゆるまとめ資料ですけども、
2:06:44	なので例えば10ページの方で審査会合として説明されていないように、基本的にはまとめ資料からの
2:06:55	抜粋として概要を示していただくというふうに考えておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:04	つまり補足説明資料には網羅的にちょっと内容を入れていただいた上で、そんなから必要なものをノポイントのほうにまとめていただくということで、
2:07:17	例えばこのパワーポイントの 10 の
2:07:20	位置図ですかみたいなものをまとめ資料のほうに、
2:07:23	整理していただくと、そういった公正でお願いできればと思うんですがいかがでしょうか。
2:07:34	原電の新保でございます。ご指摘の点、前まして資料のほうを修正させていただきたいと思います。
2:07:43	規制庁の儘田です。十条に限らず全般、そのようによろしく申し上げます。以上です。
2:07:54	はい、ありがとうございます。そうですね。でもありましたね。審査会合資料のところちゃんとまとめ資料にも入っているものを使ってくださいというのは別途原理のスズキです。すべてですねPowerPointによるものはまとめ資料側のほうに載せるとすみません再度確認いたします。
2:08:11	はい規制庁川辺です。よろしく申し上げます。
2:08:14	はい。その他 10 条関係、よろしければ次に行きたいと思います。
2:08:20	はい、お願いします。
2:08:24	はい、現在のアリモリでございます。
2:08:26	すみません、先ほど審査スケジュールで御説明した順序と少し前後して十条先に御説明してしまいましたけども、一つ前に戻ってですね、三条の設計基準対象施設の地盤についてご説明をさせていただきたいと思います。
2:08:41	こちらも本店側から説明をお願いいたします。
2:08:49	はい。
2:08:50	すみません、原電えと開発計画土木グループの伊藤と申します。
2:08:56	資料のM7 ですかね。比較表。
2:09:02	8 ページですね、御説明させていただきたいと思います。
2:09:06	8 ページで三条設計基準対象施設の地盤ということで記載させていただいておりますが、
2:09:15	席順量の要求としまして、設計基準対象施設は、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力、これが対応した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。
2:09:33	多いような要求事項がございます。これに対応してですね、設計方針としまして、圧縮減容装置は開始重要度分類Cクラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するとして設計された探査、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:51	一般廃棄物作業建屋内に設置するということで取りまとめてございます。
2:09:57	こちらの既許可と設計方針の法律的な意味としては変わりはないんですけども集計を装置というものを手法にしてですね、それに着目しながら記載例を取り纏めているというところでございます。説明は以上です。
2:10:15	YKTと規制庁の岡田です。ちょっとこの書きぶりの確認はですね、今おっしゃっていただいており縮減措置はっていう形で集合直してござってこれ切っ許可の記載を見ると、その厨房に対してそのままここでは耐震重要施設はっていう形で、
2:10:35	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するっていう形で書かれていてで、今回の記載がその圧縮減容装置はっていうので。答え廃棄物作業建屋内に設置するっていうんで、その固体廃棄物作業例えばそもそも接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置されてるから、
2:10:53	結果は縮減措置もっていうことはロジックとしては理解をされていて、それでいいと思うんですけど、ちょっとその書き方としてその圧縮減容装置わっていう書きぶりで書いたときに、最終的にはその接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するって、
2:11:12	いう書きぶりにしないでいいのかなっていうところをちょっと気にしてまして、今これで間接支持構造物の固体廃棄物作業建屋に設置するっていうことになっているので、書き方は多分、答えを書き方っていう言い方悪いんですけどその
2:11:28	結局固体廃棄物作業建屋内に復帰することで、その十分な接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するっていう形でちょっと私語に対して何をする、何をどうするのかっていうところを、
2:11:44	ちゃんと聞き許可とですね、同じようなその行分で書いていただいたほうがいいのかなと思って一方でこれが何かこれまでの点がこの添付書類 8 の記載とかでもこういう書き方でやってるっていうことが実績として積み重なってるならいいんですけど。
2:12:00	少しその辺りをちょっと確認していただけますか。
2:12:07	原電土木グループ伊藤です。ご指摘について承知いたしました。ちょっと前例等確認して対応したいと思います。はい、すみませんよろしく申し上げます。
2:12:21	はい。
2:12:23	三条の関係、その他経営側からありますでしょうか。
2:12:29	よろしいですかね。次行きましょう。
2:12:35	ほぼ現在のアリモリでございます。ここまでの説明がですね、設置変更許可
2:12:42	必要な条文に対する適合性の御説明ということで説明をさせていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:50	依拠
2:12:51	これから御説明する条文については、既許可を踏まえて、適合することを御説明する条文の対象となつてございます。29 条の御説明については前回 3、27 条から 30 条の中です、まとめて御説明をさせていただきます、
2:13:07	おりますので先に五条の津波による損傷の防止からですね、御説明をさせていただきますかと思っておりますが、こちら本店側から説明をお願いいたします。
2:13:20	別途原電 8 差圧の小野と申しますし、よろしく申し上げます。
2:13:25	補足説明資料のほうで 63 ページ目から 5 条というところで津波に関する防護になります。
2:13:35	こちらのほうは 1 ページめくっていただきまして 64 ページ目になりまして、当用部分的には第 5 条の第 1 項と第 2 項ありまして、第 1 項のほうで設計基準対処施設の
2:13:51	一方は基準津波に対して、防護しなさいというような旨で書いてありまして、解釈のほうで別記 3 の通りとするということになってますので、3 ページ以降でべき 3 に基づいて
2:14:06	適合の対象かどうかというのを記しております。第 2 項につきましては兼用キャスクなので、そちらの方は対象外というふうにしております。
2:14:16	65 ページ目からになります、こちらのほうで別記 3 のほうでデータを書くほうで書いてありますが、第 1 項から
2:14:28	67 ページ目の
2:14:33	第 2 項の第 9 号ニまでにつきましては、基準津波の策定に関わるところなので、今回の設備申請とは直接関わりないというところで対象にします。
2:14:48	67 ページ目の第 3 項につきましては、こちらのほうは津波の防護対処設備に該当するものにつきましては
2:14:59	いわゆる外郭防護 1 外郭防護 2、内郭防護あと取水性の検討した会ということになりますので、後ろのほうの
2:15:10	設計方針のところに示しますが、今回の圧縮減容装置は、津波の防護対象設備の対象外となっておりますので、こちらのほうもどういうふうにするかといった情報に対しては、
2:15:26	ヘキサンの記載に関しましては、対象外となっております。
2:15:31	続きまして、69 ページ目の第 5 号の
2:15:36	丸いその下にある①とか②とかに関しましては、実際にあの津波から防護するために設置する設備の例と設計の考え方とか、そのとき考える入力津波の
2:15:52	考え方とか、集中しておりますので、ここから 70 日金利アークません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:01	そうですね 71 ページの⑨までは対象外というふうになっております。丸の第 6 号第 7 号に関しましても、これで考える
2:16:14	了解。設備の設計で考えるような条件を書いているものなんで、実際
2:16:21	守る設備じゃないので、同じように、対象外といった形もました。
2:16:28	それでは 72 ページ目から今説明を対象外とした理由につきまして説明させていただきます。
2:16:37	72 ページ目の適合のための設計方針についてというところで、
2:16:46	耐津波設計なんですけど、こちらは
2:16:50	上の参考 1 のほうに書いてあります通り、
2:16:56	技術の方が 76 ページ目になりまして、
2:17:00	ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、いわゆるまとめ資料に載せたものになりまして、左上のほうにあります基本事項にありますように、津波防護対象の選定というところでまず何を守るかっていうのを決めまして、
2:17:17	そのあとに津浪の入力津波とか設定して、その影響に応じて外郭防護 1 とか、外郭防護 2 といった形で下のほうに流れてってそれぞれ
2:17:28	5 をするとといった形で対津波設計のほうはこういったフローで
2:17:35	中期経営して津波から防護するという考え方になっております。
2:17:39	こういう考え方になっておりますので、まず、津波防護対象設備を選定した上でそれぞれ守るって言ったことを
2:17:49	今申しましたような設計としてます。海水を取水する設備につきましてはさらに 20 的な営業として津波による水位変動による取水性低下等の影響を防止する設計としてます。
2:18:05	さらには漂流物による集積性の影響がないことを評価してっていうのがこれまでの来許可等でやってる設計になります。一方で圧縮減容装置というところにつきましては、
2:18:26	すみません。こちらのほうは系統文章にも書いてあるんですけども、重要な安全機能を有する設備にはわからないことから、津波から防護する設備の対象外となるということになります。
2:18:41	要求事項に示される事項については以下の通り
2:18:46	防護する設備の対象外という理由について説明いたします。
2:18:52	ヘッジとして 73 ページ目のほうの表を見ていただけるとわかりやすいと思うんですが、
2:19:00	こちらは、
2:19:01	同じものが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:06	既許可のまとめ資料とかにも載ってて、こちらもちょうど 80 ページで担保に載せてるんですが、
2:19:15	こういった形で
2:19:20	防護対象を決めております。まず、耐震Sクラスであるかどうかというのを判断基準にして当期クラスであれば防護対象設備にすると、
2:19:33	それはそういう位置に安全重要度でクラス 1 に該当するかっていうところでそれであれば統合対象で両方ともが該当しないものについては防護対象外というね、整理をしております。
2:19:47	こういったところで、結果としては、
2:19:52	クラスS、
2:19:53	&gスワンちゅうってところで、その設備が津浪の防護対象という形で整理しております。一方クラス 3 設備についてはっていうところになるんですけど、こちらのほうが 72 ページ目の下のほうに書いてあるんですが、
2:20:10	当クラス 3 設備については設計対象施設の津波防護対処設備に該当しないが安全評価上その機能を期待する設備は津波に対して基礎の機能維持できる設計とつつでもう一つは、
2:20:25	その他の設備が損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計としているということが来許可での整理となっております。
2:20:39	これを踏まえましてちょっと先ほど少し先行したんですけれども、73 ページ目に圧縮減容装置の考え方を記載しております。
2:20:48	圧縮減容装置のほうなんですけど、こちら前段で出ましたように、当貯蔵機能を有する固体廃棄物起点にするし、所属する設備ということで、クラス 3 に分類されます。また耐震クラスについても、
2:21:05	地域クラスに分類されるということになりますので、下の図のほうの赤線の通りのほうのフローの流れとなって、結果として津波防護対象外というふうになります。
2:21:18	さらには先ほどのクラス 3 の設備としてどうするかっていうのが残りますのでそちらのほうが 74 ページ目のほうに書いております。
2:21:28	こちらのほうなんですけど、まず、
2:21:33	並びに 5 ページ目の絵を見ていただけるとわかると思うんですが、
2:21:38	圧縮装置が入ってる
2:21:42	固体廃棄物作業建屋、こちらの方が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:50	傍聴低の内側のほうに入りまして、左側の図の示しますように、津波が遡上しない場合となりますので、結果として、津浪が届かない場所にあるので機能は維持される。
2:22:04	いうところで代替設備に
2:22:09	すみません、昨日されるっていうところで、
2:22:13	本庁とのことはなくというところで必要な機能保持できるようにすることにより代替設備により、
2:22:20	すみません、ちょっと読んだ方が早いです。すみません。
2:22:23	圧縮減容装置を内包する建屋である固体廃棄物作業建屋は、図 2-2 に示すように、津波防護対象施設及び浸水防止設備により、津波の到達流入が防止された敷地に設置され、
2:22:39	現地波によって圧縮減容装置が損傷することはない、必要な機能保持できることにより、代替設備により必要な機能を確保する等の対応をする設計とするというところで、
2:22:53	結果としては総称しないので影響ありませんというところになります。
2:22:59	9、
2:23:00	説明としては以上になります。
2:23:05	はい、ありがとうございます。規制庁の方でそれで五条の関係でいきますと、7の資料のところ、その各条への適合方針というところには今回記載がなくて、ではその考え方の整理としては、その既許可のその後上の記載っていうのは、
2:23:23	津浪防護施設について、津波防護対象施設市営設備についての方針を記載をされていて、今回のそのクラス 3 の職員措置を含むその固体廃棄部署域っていうところは、
2:23:38	適合婦人自体はこの 5 条のところでは記載をしていないと、じゃあじゃあどこにも記載がないのかというと、それが多分 77 ページのところですかね。金八のところのところそのクラス 3 設備についてはどうするんだっていうのがこの赤枠が次のページ困りますけども、のところで、
2:23:58	記載をされていて、この方針については、変更がないので、内ということよろしいですか一応確認です。
2:24:11	原料のです。はい、その通りでございます。方針自体は、このままで合致しますので、変更はございません。
2:24:20	はい。起こりました。ちょっと考え方の整理ですけど、まああの方針に変更がないときにも改めて方針に変更がないことを主語を変えてこう説明している条文と心得みたいな方針がないんでもう特にその添付書類 8 条とかも何もその

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:40	今回は変更が記載をしませんっていうのがあって、その辺りっていうのは何か こうか考え方の整理がありますでしょうか。
2:24:54	原電の大野です。こちらの津波のほうは今ほう先ほど大きく来確認なりました クラス 3 設備の記載のところ以外は現場主語になり得るところが、
2:25:11	津浪防護対象設備が統合するための津波防護設備のどちらかになりますの で、
2:25:20	そもそも
2:25:23	固体廃棄物アーチすいません。当だけ答え圧縮減容装置が仕事になるような 場所は出てきてないので津波の場合は、
2:25:35	全く変更ないっていうところで書かない整理としております。経営者の方であれ ですね、これは各条の第 5 条への適合方針を個別に書いているところでは既 許可の記載から試験装置を引くにして書くところがないっていうのは理解をし ていますと、
2:25:51	その上でさっきの火災もそうなんですけど、当然それ以外の添付書類 8 のとこ ろでも書いているところがあって、
2:26:00	そうそういったところはあれですか、今までのプラクティスからいって、そこをま た同じような表現だから同じように、もう一度示し直すっていうことは、この各条 の適合方針のところやってるけども、それ以外の北のところではそういうのは やってないっていうことなんですかね。
2:26:26	原電の鈴木です。ちょっとカドヤさんおっしゃるおっしゃる通り、主語を改めて 高圧縮装置に変えて書いてあるものと今回みたいに津波みたいに書いてない もの、ちょっとその辺りは、いま一度項全体を見てですね、再度整理したいと思 います。以上です。
2:26:46	はい、わかりました。よろしく申し上げますはい五条関係規定町側からあります でしょうか。
2:27:00	規制庁ナガエです。この 73 ページのこのフローチャートなんですけどね。
2:27:08	一応
2:27:10	最後の上がりのところが津波防護対象設備該当の津波防護対象設備の二つ に分かれてるんですけど、
2:27:20	この日がダイヤモンドのところからいくと、その下に津浪防護対象設備以外の 下にさらに大M大ものがあるって、残りの中には耐震Bクラスと耐震Cクラスと。
2:27:37	あと、安全重要度クラス 3 があって、その中の安全評価上その機能を期待す る設備かどうかっていうイエスのほうダイヤモンドがあって、そういうふうにし ていうふうにしてそこまで書かないとその文章のこの図、図の説明。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:53	このチャープのその慣性がないので、その説明の文章がね、いきなりもうクラス3でどうのこうのっていう話に分けてこう書かれてるんで、ここの2-1図は
2:28:08	なんて言うんですかね。
2:28:10	選定の考え方とか、あと最終的にどういう
2:28:16	ものがどういうカテゴリーになってるのかっていうところきちんと示す必要があると思うので、
2:28:23	人南直されてはいかがでしょうか。
2:28:30	原電の大野です。この表自体はまだ津波から防護する対象かどうかっていうところを示しております、そのロジックで言いますと、耐震数、
2:28:45	当クラス湾区で今ご指摘のありました耐震S加圧+3につき耐震すいません耐震BCかつクラス3につきましては、
2:29:01	そもそも防護対象設備ではありませんという整理にさせていただきます。その上で、
2:29:10	基準のほうに安全機能を阻害されるしませんと。
2:29:18	第5条のほうに基準津波に対して安全機能が損なわれる恐れがないものでなければならぬということがありますので、今の状態だと。
2:29:30	実質的に言うとクラス3設備が取り残されてしまいますので、それをどういうふうにごう。
2:29:38	考えますかっていうことが74ページ目に対象外としたものについてどうしますかっていうことになってますんで考えとしては、そもそも防護しないんですが、もし機能が損なわあって、
2:29:56	期待するようなものだったら、何なんか処置をしますと、
2:30:04	機能しないようなものであれば、代替措置とかいろんなその他のいろんな手だてを考えますと言ったようなロジックになっておりますので、
2:30:18	まず、津波防護対象から対象でないかっていう選択肢は冷凍機の位置図の通りになるというふうにごう考えております。考え方規制庁7でその考え方はわかるんですけど、大事なところは、津波防護対象設備以外であっても、
2:30:35	安全評価上その機能を期待する設備については、それなりの対象するし、そうでないものがなんてすかね修理等は、代替設備等でごう対応するっていうのがはっきりわかるようになってその代替設備等に訴えて
2:30:52	対処するっていうのが今回の設備であるっていうことが主盤であるのだから、そこまで
2:30:59	明確にしたほうがいいのではないかとごうことでコメントしました。
2:31:09	原電の大野ですと、
2:31:14	OTCます等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:19	ちょっと今、2 の位置付け載せてるフロー図を書いてしまうとちょっと評価のほうにも影響するので、ちょっと説明性のわかりやすさという観点から、もう一つクロードを作って、74 ページ目のほうに、
2:31:35	付け加えるということではいかがでしょうか。すみませんちょっとどれがいいかってのはわからなかったんですけどなんていうんですがこのフローのこのフロー自体を何ですかね、海脚ないっていうんであれば明示的に
2:31:52	なんて言うんですが、津波防護対象設備会議。
2:31:55	である施設についてっていう書き方のところをもう少し丁寧に変えていただければ、それで従属するので、結構です。
2:32:07	塩濃度ですか。今のコメントで趣旨理解いたしました 74 ページ目のほうが少し記載のほうがちょっと不足してるっていうふうに感じましたので、
2:32:21	文章の変更を含めて検討させていただきます。
2:32:33	はい、規制庁の川ですから、今のそうですねところで 73 ページのところのフローのところは津浪防護対象設備が以下設備かどうかというところのフローになっていてただ外であってもっていうところが許可のところというところと 72 ページの
2:32:50	下から 3 行目お店 4 行目以降の最後の段落のところでは書かれているので、この段落のところは今このフロー上には出てこないんでいいということにはなってるんですけどそれがその 74 ページのこの圧縮減容装置の
2:33:06	設計っていうところで、もう少しそこが明確に読めるようにしたほうがいいのか迷うクラス 3 であっても、守るものは守るんですけど今回それもさらに外れるわけですけど、少しその辺りを丁寧に書いていただければいいのかなと思いました。
2:33:23	はい。はい。すみません。
2:33:30	すみません規制庁の浜田ですけど 74 ページの
2:33:38	圧縮減容装置はという主語があって、これちょっとこれまでの 4 乗とか六条の議論の同じような話ですけど、ここをもうちょっと典型的な記載なので、
2:33:53	ちょっとあのに認識共有という見てコメントさせていただきたいんですけども、今回防潮低の内側に設置する建屋の中に職員装置を設置するという事なので、
2:34:10	そういう趣旨で問題ないということなんですけど、ここの大きさ、ここの記載はですね、圧縮減容装置は、損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とすると。
2:34:26	いうふうに
2:34:28	欠いてしまうと。
2:34:30	じゃあ何の損傷想定するんですかと、必要な機能を
2:34:36	どう確保するためにどういう設計を行うんですかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:40	いう議論になってしまうので
2:34:42	ここはおそらくその既許可の設計方針にて 72 ページのですね。
2:34:49	一番下の
2:34:51	これは 5 パラグラフですねクラス 3 設備についてはさらに安全評価上その機能を期待。
2:34:59	しない設備について、
2:35:03	その他の設備はっていうこの手法であれば、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計と言うのは理解できるので、ちょっと繰り返しになりますけれども、よく
2:35:18	条文全体にわたってちょっと再度整理をしていただきたいという。
2:35:25	ことです。いかがでしょうか。
2:35:31	県連ものですし、そうですね、今までのちょっと議論議論というか、御指摘も構え踏まえまして、ちょっと合わせ込むものと確かに 72 ページ目との関連性がちょっと薄いように感じますので、
2:35:49	チューブのほうを検討させていただきます。
2:35:54	はい。規制庁の儘田です。防除に限らずという趣旨で申し上げましたけど、よろしく願います。でももう 1 点は
2:36:06	別添とかの⑦の関係なんですけど。
2:36:10	今日先ほどカドヤからも指摘あったように
2:36:15	当店パッチとして何を書かなければいけないかというときに、
2:36:20	火災防護のところでありましたけど具体的には縮減予想値に対して
2:36:25	席を設けるとか、既存の建屋換気系に期待するとかっていうところ辺りですね、あとは十条のところ、
2:36:36	操作はに対して識別管理を行うとか、
2:36:41	そういうものがあるので、
2:36:44	ちょっとあれですね
2:36:48	添付 8－別添でいうと、
2:36:52	9 ページ以降の
2:36:55	申請に係る安全設計の方針という
2:36:59	タイトルで
2:37:03	それと 10 ページ以降各条項ごとの要求事項、
2:37:07	大枠は雇用改定適合のための設計方針を書いてあるところはあるんですけど。
2:37:12	ここはですね。あくまでなんてすかねあの施設ごとの
2:37:18	設計方針がまず前提にあった上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:23	それと要求事項比較して適合のための設計を浸透して要約を変えて、
2:37:31	適合性を示すというあくまでなんていうんですか。そう再確認の意味での記載だと理解してますので、
2:37:38	そうすると、
2:37:40	これは当初申請にはあるんですけど、この 9 ページに相当するこの店パッチの目次ですね。
2:37:48	ここには今、1 ポツ 9 の
2:37:51	しかないんですけども、
2:37:55	実はこの当初申請には
2:37:59	本店ポチの目次に相当するところに
2:38:02	1 ポツ安全設計の中で 1.9 の申請に係る安全設計の方針と、7 ポツの
2:38:11	放射性廃棄物の廃棄施設という、
2:38:16	1 と 7 が書いてあるんですけど。
2:38:19	まず今日の議論なんかも踏まえて、
2:38:24	7 ポツ以外で本当に記載する必要がないのかと。
2:38:28	火災消火設備とかですね、操作盤がちょっとどこに書いてあるのか。
2:38:35	確認は必要ですけども、改めて添付 8 のを記載してパッチだけじゃないかもしれないませんが、新申請として必要な記載の範囲というのを、
2:38:48	確認をしていただければと思いますがいかがでしょうか。
2:38:59	原電の鈴木です。承知いたしました。
2:39:02	ちょっと一つ目のですね、話ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、資料 1 のところの 72 ページだと 74 ページのところですね、72 ページのところは既許可における設計方針が書いてあって、72 ページ目の下 2 行のところとかでその他の設備が損傷した場合を考慮し、
2:39:22	で、代替設備等により必要な機能を確保するとの対応と書いてあるんで小野が答えた回答はそれに対するその 74 ページの記載のリンクがちょっとこう不明確というようなところで明確化を図りたいというようなことをおっしゃったんですけどもアマノさんが
2:39:38	当初、前対応ってというような話で御指摘されたのはこういったその既許可の方針の記載とその圧縮装置設置後の方針リンクを全体的にしっかり当行対応がとれるように書いてくれてそういうご趣旨でよかったでしょうか。
2:39:59	すいません。規制庁の浜田です。
2:40:02	ちょっとそのリンクっていう、言われてるとちょっと趣旨が理解できてないんですけども、あれですね、
2:40:09	まずは 74 ページのような

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:13	書き方だと、主語が縮減装置ばこれこれの設計を行う。
2:40:20	これこれの対応を行う設計とするということなので、その中身が問われてしまうということなので、ちょっとそこがもし誤解を与えるのであればそこはて記載の適正化をしていただく必要があると。
2:40:36	おそらく受のこの記載を各趣旨は、ちょっと繰り返しになりますけど、従来の既許可は 72 ページのように、あくまで個別の施設を仕事するのではなくて、ある
2:40:52	これは 3 設備とか、重要安全施設とか、
2:40:58	耐震重要施設とかそういうカテゴリに対しての設計方針を書かれてるところなので、嘘そこそこを主語として記載をですね、そのまま圧縮減容装置は 2 置き換えてしまうとかなり混乱が生じるので、
2:41:15	その違いをよく踏まえた上で
2:41:19	ちょっと記載をしていただいたほうがいいんじゃないかという、そういう趣旨です。
2:41:23	。
2:41:24	ほか、
2:41:26	原電の鈴木です。承知しました。ありがとうございました。単純な集合の入れ替えをし続けているんですけども、本当にそれでいいのか、その辺りをしっかり考えて欲しいとかそういったコメントと理解しました。
2:41:43	規制庁の天野です。よろしく願いますね 2 点目の
2:41:48	現状はですから添付 8 は 1 ポツのところでもせえっと要求事項に対する設計方針しか書いてなくて、ここだけで
2:42:01	何て言うんですけど、例えば、
2:42:06	八丈とか、そういうところが条文適合として十分なのかという、
2:42:13	これは先ほど 8 条で個別に議論させていただきましたけど他の条文も含めて、そこはちょっと検討をしていただいたほうがいいんじゃないかという趣旨で申し上げましたけれどもいかがでしょうか。
2:42:36	すいませんが軽重カドヤです。結局今はその添付書類 8 一何乗っていうところに対してのその適合方針っていうところで、例えば副そこが変わらないのであればそこに対して、もう一度同じようなことを祝例えば衆議院を中心にしたりしながら、
2:42:53	同じ方針を記載することで休学からこの方針は変わってないんですねっていうのが改めてこう宣言をしているっていうところがあって、一方で、そこだけじゃなくって、その添付書類 8 で言えば、そのとか他のところでは火災防護の方針が書かれていたり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:09	対津波の設計方針が書かれていたりっていうのが他にも添付書類 8 で書かれているので、そういったところにも確認した上でそこに対して、過不足がないのかっていう、さらに追加しなきゃいい追加する必要がないのかって確認をして欲しいということと、
2:43:25	あと先ほど私が申し上げたのは、方針が変わらないときに同じですっていうことを表明するために手法を変えて改めて改めて直すっていうことは、その各条じゃない部分につったりしては多分これまであまりやってみたことはないんですけど。
2:43:41	そのところでの何か例えば五条でいけば今回五条の部分にはないんですけど、耐津波設計方針の中には当然書かれていてクラス 3 設備については、であれば、そのところで改めて宣言し直すとかかっていってというやり方はないのかとかですね、ちょっとその辺りの
2:43:59	適合方針が変わらないにしても、説明、そのもう一度同じことを言うっていうところの整理ですね、ほぼこれについてやるのかこれについてやる必要がないのかってところの考え方をちょっと整理していただきたいと思います。
2:44:14	原電の鈴木です。
2:44:17	設計方針のところだけではなくて、その他のところについても、本当に変える必要がないのかとか改めて書く必要はないのかとか、その辺を考えて欲しいということに理解いたしました。はい。
2:44:31	はい。よろしいければ五条は以上にしたいと思います。すみません、原電の小野です。
2:44:41	先ほどすみませんコメント一覧のちょっと確認はされて当工場関係がコメント一覧の 7 番のほうに回答しまして、5 条の要求である代替設備により必要な機能を確保すると。
2:44:57	への対応に散逸防止による対応該当するのか整理した上で、5 条での求める圧縮減容装置の安全機能及び代替設備に必要な機能確保する等の対応を明確にするというところあって、
2:45:13	今回資料に記載しましたように、
2:45:19	防護対象の選定とか機能維持するっていうものは、安全、安全重要度の機能示してますので、そういったもので五条の今の資料も書き直させていただきましたというところで回答にかかわらせていただきます。
2:45:40	今の防除 7 番のとこですねコメント 7 番の規制庁のカドヤですけども、これ同じですけどここでもその足義務装置はっていうような形で書かれてるんで、小型固体廃棄物処理系はっていうことでその安全機能を書くところの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:56	記載の修正というのは補足説明に限らず、こういう回答のところでもちょっとあわせて確認をしていただければと思います御説明の内容としては理解をしました。
2:46:09	はい、了解いたしました。
2:46:14	はい、では続いて7条の発電を減少施設への
2:46:19	不法な侵入等の防止について、条文の説明をさせていただきたいと思いますが、
2:46:25	はい、原電原電の下平でございます。よろしくお願いします。
2:46:31	はい、どうぞ。
2:46:34	105 ページですね、七条補足説明資料、発電用原子炉施設への人の人の不法な侵入等の防止というレベルをめぐりいただきまして、106 ページ1 ポツ要求事項ということで、
2:46:49	規則と解釈左耳で書いてございます。人の不法な侵入等の防止ということでご覧いただきますように72ですね、人の口座侵入後不正に爆発性または易燃性を有する物件そのた人に危害は買えと、そういったものの持ち込み
2:47:08	トップ後不正アクセス行為を防止するための設備を設けなければならないということで、
2:47:16	早速ですね、106 ページの2 ポツの1ですね、来許可における設計方針について御説明したいと思います。
2:47:29	許可ではっていうところはほぼめぐりいただきまして107 ページのほうにですね、三つに分類されてますので、この三つの分類をもとにですね、御説明させていただきます。
2:47:42	まず、(1)のですね、人の不法な侵入の防止措置をスモールですね区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入り管理を行うことができる設計とするということで、
2:48:00	今回申請の圧縮減容装置をですね、もうすでに設けられております防護区域の中の
2:48:07	物理的障壁を壁と比較がある中の、そういう意味では侵入防止が図られたこと平気口作業建屋いっぱいなのですね。仕訳切断作業エリアに設置される予定でございます。
2:48:23	しかもですね出入り管理につきましては、
2:48:27	切断作業エリアに至る前ですね、防護区域境界において毀損もうすでに設置されております。IDカード読み取り装置。
2:48:37	管理をしております、さらにですねそこを通過して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:44	市は建設な作業に立ち入りますので、新規の防止措置は、このスモールについては不要でございます。
2:48:53	続きまして、スモールBですね、探知施設を設け、警報映像監視集中監視する設計とするとございますが、先ほどお伝えしました通りすでに
2:49:07	区域区画の中に設定された区画の中にこの圧縮減容装置の設置いたします。一方ですねドイ入口、
2:49:18	を監視したりするものはですね集中的な監視施設に係る人の詰所というものを
2:49:26	もう、既設で設けておりまして、そこからですね、探知施設として、もう監視をしてございます。カメラとか、そういうものを使って監視しておりますので、新規の防止措置は不要でございます。
2:49:41	続きましてスモールCですね、外部との通信連絡設備を設け、関係機関との通信連絡を行うことができる設計とする。
2:49:51	こちらにつきましても、
2:49:54	集中監視しておりますようにある人の詰所にですね、PHS
2:50:00	固定電話を確保しまして、関係機関等への通信連絡を迅速かつ確実にですね、行うことができるようにしてございますので、こちらも新規の防止措置は不要でございます。
2:50:15	続きましてスモールですね。
2:50:18	防護された区域内においても正常管理により、
2:50:22	発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備または、
2:50:28	装置の操作に関わる情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする、つまり情報システムにつながるのであれば、それに応じた防護措置が必要であるということの方針にしていますけれども、
2:50:45	今回の圧縮減容数値は、
2:50:49	この操作をですね装置の負荷近くに敷設されてます操作盤で行われるやつですね。
2:50:56	情報システム
2:50:59	先ほどの発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な
2:51:05	情報システムに接続することにはございませんので、
2:51:10	スタンドアロンになってますので、新規の防止措置は不要でございます。
2:51:15	続きまして(2)、爆発性または可燃性を有する物件等の持ち込みの防止措置スモールA、
2:51:24	区域を設定し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:27	区域の境界を物理的壁により区画し、侵入防止及び出入り管理を行うことができる設計とする。こちらは先ほどの(1)のですね、スモールaと一緒にございます。説明としましてはすでにですね。
2:51:44	設定されている防護区域のそのまた中に、区画されたやにですね、固定子と廃棄物作業建屋1階仕分け、
2:51:54	作業エリアに圧縮減容装置は設置されます。そこに至る前の防護区域境界で出入り管理、
2:52:03	行っております会議でカード読み取り装置等によってですね、出入り管理、
2:52:08	そしてから沈降通過してから、
2:52:12	配慮になりますので、
2:52:14	新規の防止措置は不要でございます。
2:52:17	はい。
2:52:18	続きまして、すみません、原電のアリモリです。
2:52:22	説明をいただいているんですけども既許可の内容と変更ないところはポイントを絞って御説明していただいただけで結構です。はい。お願いいたします。
2:52:35	はい。
2:52:36	そういった意味では(2)のスモール。
2:52:41	Bもですね。持ち込みの典型はもう御説明した通りですね。
2:52:46	防護区域に入る前にIT装置ですとか、金属探知機の話しませんでしたけれども、ID読み取りの前にですね。
2:52:55	金属探知機であると爆発物については爆発物検査装置で検査指定する合格したものだけが通れるようになってますので、こちらについても新規の防止措置は不要でございます。
2:53:09	あと、(3)のスモールaにつきましても、
2:53:14	圧縮減容装置の操作はスタンドアロンでございまして、情報システム、発電用に必要な情報システムには接続しませんので、こちらでもですね、新規の防止措置は不要であるということで、最後に書きました。着服スペックですね、圧縮減容装置の設置状況で設計をするということで、
2:53:37	えーとですね、区域区画が火災もともとですね圧縮減容装置をもととの既設の防護区域とその中の区画に設置するものですから、
2:53:50	新規の防止措置は不要でございます。
2:53:53	従って
2:53:55	許可における適合のための設計方針を踏まえたものでありますので、7条に適合すると結論づけております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:05	規制庁の岡田です。はいありがとうございます。それで 108 ページのところで圧縮減容装置の設置における設計方針っていうのを記載していただいているんですけど、多分今回のこれって、もともと今防護されたその区域とか区画というのがもうあってその中に修行装置。
2:54:25	設置するっていうことにそれそう書いていただいているんですけど、まあ、だから新規の防止措置は不要であるっていうよりは多分意味合いとしてはその圧縮減容装置はその区域区画に設置してですね、さらにその既許可で適合方針を示していたその区域とか区画っていう
2:54:45	ものに対して影響を与えるものではないっていうことなんだと思うんですねそのなのでか多分、書き方としては就業数字はその区域区画に設置するんですけど、結局その影響がないってこのこれまでの適用方針に対して影響がないっていうことを多分、
2:55:02	説明していただく必要があるんだと思いますそうじゃないと区域区画の設定のその適合方針を改めて足首の装置の設置で説明するっていうことではないと理解をしているので、そこは影響がないというか、のラインで改めて整理いただいたほうがいいのかなと思いますので、
2:55:20	検討いただければと思います。
2:55:23	原電が原電の下田でございますということはこの最後の書きぶりですね、圧縮減容装置の設置位置における設計方針のこの書きぶりを影響を与えるものではないっていう
2:55:37	午後に繋がるような形でこの部分を修正した形でお示するというところでよろしいでしょうかはいそこそこの書きぶりは検討いただければと思うんですけど結局どの位今ここで改めて区域区画を何か設定の妥当性を見るものではないので、結局許可ではもうその適合は、
2:55:56	確認がされていて、その適合する方針に対して、就業装置を設置してもそれは影響はないんですよっていうことを書いていただくていうのと、あとちょっと加えて前のページの 107 ページのところではいろいろ例えば(3)の不正アクセス行為サイバーテロを含むの防止措置とかっていうところが結局スタンド
2:56:16	ほんでとかっていう説明が口頭ではあったと思うんですけど、この不正アクセス行為のところについては今回の圧縮減容装置っていうのがどうなのかってのが、ここで説明あったんですけどこの資料として、そこが記載が抜けているかなと思いますので、そこはスタンドアローンで関係ないのであれば、そその旨書いていただき、
2:56:36	いえばいいと思いますし、それはちょっとあの、記載の充実強化との整合した書きぶりっていうのをちょっと検討いただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:48	原電の鈴木です。承知しました。をですね 108 ページのところは新規の防止措置は不要であると 2 行目に書いてますけれどもそういったものをというよりも既許可で書いてある適合方針こちらのほうに影響与えないという、そういう趣旨のことを書きたいと思います。
2:57:04	あとスタンドアローンとかですね、口頭で説明あったところ、その辺りをしっかり書こうと思います。以上です。
2:57:10	YKTの岡ですはいありがとうございます。だから言うところも 7 条のところは特に変更がないんで、今回改めて示すことはしていないという整理にはなっているということで、ちょっとそこはやっぱり考え方を 1 回ちょっと整理したほうがいいかなと思います。示すところと示さないところですね、これだけの影響がないことを確認してるだけだから、
2:57:29	改めて示してないという整理ですかね。
2:57:33	原電の鈴木です。もともとはエクセル表というか本資料でいきますと、最初のほうに各条文ごとに表をつけていてですね、そちらのほうでいわゆる
2:57:48	申請書の上げ下げと 11 ページですね、11 ページのほうから表をつけていて 14 枚ものをつけているんですけども、
2:57:56	申請書の変更の有無といったところですねマルバツ参画というようなところをつけていて、設計方針にそもそも変更がありますかというようなところと、あと設計の追加というものを反映する必要がありますかとそういう視点で、
2:58:13	整理をしていて、実際に参画とか丸とかついたところについて、今回条文の適合性っていうか、設計方針として示すということになっておりますが、
2:58:26	ちょっとですねおそらくこの整理等でいいとは思ってるんですけども、ちょっと全体見てまた再度確認をいたしたいと思います。以上です。
2:58:36	はい。鳥瞰図ありがとうございます。七条関係規制庁側からありますか。
2:58:42	はい、じゃあ、よろしければ次に行きましょう。
2:58:49	はい、原燃のアリモリです。それでは 11 条安全避難通路等の説明を行いたいと思います。
2:59:02	原電ルートでございます。それでは⑤の資料について御説明させていただきますと資料はですね 103、193 ページ目以降になりまして、まず 94 ページ目一向に高につきましては、ヒラガの照明と通路を設けなさいということでこちら適用対象と考えて、
2:59:22	ございます 195 ページ目。
2:59:26	3 項につきましては時個人の照明の要求でございまして、今回事故時アクセスする。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:32	場所でございますので、適合対象外と考えてございます。答えを出す 195 ページ目以降で御説明させていただきます。
2:59:42	／まず 1 号の適合につきまして気配りにおける設計方針でございますが、避難通路を設ける設計としておりまして、非常灯や日めど通りによってですね、非常に識別できる設計としてございます。
2:59:58	196 ページめくっていただいて圧縮減容装置につきましても同様ですね、これは器物先ほど丁寧に設置しますので避難通路を設けて表示ヒコ等々を設ける設計としておりますので、
3:00:13	許可の設計方針を踏まえたものであり、時するものと判断してございます。
3:00:19	2 号につきまして、こちらにつきましては非常灯と、
3:00:24	いや、誘導灯につきましては、テーマ外部電源がそう照明の電源が喪失した場合によっても機能を損なわない設計とする方針としております。今回につきましては同様にですね。
3:00:37	照明の電源が喪失した場合においても機能を損なわないようにですね、特にないとした蓄電池を設ける設計としてございます。
3:00:45	従って許可の方針を踏まえたものであって適用するものと考えてございます。
3:00:51	最後の 3 号 3 号につきまして規模については
3:00:57	DBAが発生した場合に用いる作業用照明として避難用の照明とは別に、
3:01:04	非常用照明などを設置する設計としてございます。
3:01:09	設計基準事故発生した場合に作業用照明が必要な場所の抽出の結果について、約 98 ページ目で示して行いますが、これらに記載した場所を選定してございます。
3:01:23	それに選定した事故時のアクセスループする場所、こちらにつきましては、先來小野小メーター別に作業用の照明を設置する設計としてございます。
3:01:33	今回の 100
3:01:35	凝縮槽設置に係る設計方針についてですが 199 ページ。
3:01:40	こちらについては先ほどの表の通りですね、設計基準事故時にアクセスする場所に該当しませんので、本項については適用対象外と整理してございます。11 条について御説明章となります。
3:01:55	規制庁のカドヤでさせていただきます。確認ですけど、まず既許可のときに、この一行の規模のかな付帯廃棄物作業建屋っていうものの中に
3:02:12	安全避難通路っていうのをですね、設置するということは、ほぼ方針として適用して示しているっていう理解でいいですか。
3:02:22	そうですね。器物作業さても細かく顎廃棄物作業建屋とか、先ほど建屋の中でその照明をつけたりとかっていうところの配置とかも含めて示されている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:36	はい。
3:02:37	この非常と標識並びに非常灯及び誘導灯を設けていうところで、
3:02:44	そこは既許可のときに、そういうものを設置します。その固体廃棄物作業建屋も設置しますっていうことは示されているっていう立場では示してないです拝聴で示していないけど、その方位の設置するって保守は示していますでしょうか。
3:03:02	わかりましたよね。
3:03:03	そうすると、これちょっとさっきの整理とも同じなんですけど、結局、今回は衆議院を措置を固体廃棄物作業建屋の中に不一致をし、固体廃棄物作業建屋がその安全避難通路を設置するってことはもうすでに許可でも説明済みの内容であるっていうこととすると。
3:03:23	縮減を装置を設置しても、過去に説明したその固体廃棄物作業建屋の適応方針に対して影響がないってことを多分説明する必要があるんだと思うんですね。なので今の書きぶりってこの議文章の記載だけを見ると、もう一度その固体廃棄物、先ほど立岩の
3:03:42	が適合してるんですって事を高中1からEに行くような書きぶりになってるかなと思っていて、すでに過去でも適合方針を示しているのであれば、今回の申請によってもその昔示した適用方針に影響がないっていうことを多分あの、記載としてお示しいただく必要が
3:04:00	あるのかなと思いますので、逆に今回その固体廃棄物作業建屋の適応方針を説明しにいくのであれば、多分説明内容、これじゃあ逆に不十分でRI一体な価格をどこまで説明してっていう話になるのかなと思うんですけど。
3:04:15	フィー整理としては過去説明はしていて適合方針を示しているっていう理解でいいですが、ただでございます。時方針としてはこちらの設計方針を示しております、具体配置等については、示してないというのが実態。
3:04:32	先ほど時間を確認いただいているという理解をしております。継続でそうすると例えば、配置とかですね、その標識とか誘導灯とか非常灯とかっていうものの配置自体は例えばせえ設工認段階で見ているっていうこととすると。
3:04:50	例えば今回圧縮減容装置を設置したときに、その設置した場所で実はその誘導灯だったり安全避難通路の通路がふさがれてるとかっていうことが可能性としてあるわけですよ今回の変更許可によって、
3:05:07	それがちゃんと影響がないですっていう確認は許可というよりは公認段階で行うっていう整理になるんですけど、今回オオウラから影響がありませんって線源だけしてもらって、その詳細の配置とか、そういうところが本当に影響がないのかっていうところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:23	工認段階での確認という理解ですか、原燃の多田でございます。そのように理解してございます。わかりました。そうそういう整理であれば影響がないっていうことを株ちゃんと説明していただければいいのかなというふうになる書きぶりがちょっと
3:05:39	今はどちらかという、その固体廃棄物作業建屋が何か適応をするような形になってるんでイットリウムまた聞こえて説明してないように悪影響を与えないっていうタグ多分そういう説明になるんじゃないかと思っておりますのでございます招致ますと、
3:05:57	はい。
3:05:58	はい、留置場関係、他ありますでしょうか。
3:06:05	はい。よろしいければ、じゃ次行きましょうか。
3:06:13	原電のあるものでございます。以上で一通りのですね、
3:06:17	設計方針が変わる、また追加することで、適用説明適用性を説明する条文、あと、既許可の内容を踏まえて説明する条文をすべて説明をさせていただいた状況になります。
3:06:35	なんでそうやっぱティファニーそうですね。適合性の説明は以上で終了させていただいて、続いて資料三番のほうですね、審査会合
3:06:49	における指摘事項の回答という資料。
3:06:53	それから、説明をさせていただきたいと思っています。まず会報のこの資料のですね、全体の構成を御説明をさせていただくと、大体後にですね、どういうポイントを御説明ショートしているのかという点を
3:07:08	簡単に説明をしていきたいと思っています。
3:07:14	。
3:07:16	原電のオオウラですね等では三番の資料について御説明します。
3:07:22	10月1日の内容とかですね今日いただいたコメントっていうのはちょっとこれから反映するんですけども高校生とかポイントというところで御説明させていただきますのでその赤にご了承ください。
3:07:33	デート右下にページ番号が打ってあります。右下2ページ目に行きまして、
3:07:40	4月29日の審査会合の指摘事項に対する対応方針ということで、指摘事項としては、読み上げますけども、新規制基準適合性の審査は本体施設の申請書に記載された設計方針を踏まえ、
3:07:54	圧縮減容装置の設置に伴う設置許可基準規則の要求事項に対する適合性及びすでに許可を受けている設置許可申請書本文の記載内容の変更の要否について整理して説明をすることと、いうふうな指摘をいただいたと理解しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:10	この回答としまして、
3:08:13	三つポチがありますけども、第 27 条 1 項第 3 号散逸防止への適合方針については、6 月 25 日に申請した申請書に記載の適合方針から変更を実施したのグラフ宛設備賛成フード設置するということでございます。
3:08:28	それから別紙 2 ということで、先ほど少し議論もありましたけどあのフローに基づきということでエクセルのマルバツみたいにつくってるんですけども、そのフローに基づいて、
3:08:38	基準適応への影響を確認する必要がある、原子炉原子炉施設設置許可健康設置変更許可申請書の変更がある事項を基準規則の条文ごとに整理をさせていただきます。
3:08:54	それから、結構変更申請書の変更する事項については、規則への適合のための設計方針を別紙 3 ということで、このスライドで言いますと 5 ページ目以降に記載をしているということでございますこれはまとめ資料の抜粋とかまとめ資料のまとめみたいな形になるという理解でございます。
3:09:14	めくっていただきまして、それと右下 3 ページ目に別紙 1 ということで、設計方針の施工の風土の設置の件ですけども。
3:09:23	今年 993 回の審査会合におきまして、
3:09:27	27 条第 3 項に適合するための設計方針の説明においてはですね、当初は答え波及作業建屋内の圧縮装置を設置される仕分け切断作業エリア、これは負圧に維持されるということからの放射性物質を処理する過程で算出した飛散した場合でも区画外に放出されてしまう。
3:09:47	ドイということで、設計方針としては換気設備が設置されたこと波及作業建屋内に設置するという方針でご説明をいたしました。
3:09:56	しかしながらですね等、
3:09:59	国内で縮小ほか焼結は作業を行うということもありまして、
3:10:04	圧縮装置からの散逸を防止するということで仕分け作業切断作業に影響を与えない設計にすると。
3:10:12	いうことがより適切であるというふうに考えましたんで、このため縮減装置についてはフードで囲ってフードの中を負圧に維持し、来対策作業建屋換気系による排気することにより、再設計し算出しがたい設計とするというふうな方針に変更させていただきたいということでございます。
3:10:31	下の絵の左側が当初の考え方で特捜オレンジ色の点々の囲みの価格の中を負圧にするというふうな説明しましたがけれども、右の図にあります通り風洞風土で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:47	試験装置を囲みましてですねここを負圧に維持して装置そのものから算出し がたい設計とするというふうを考えて変更するというものでございます。
3:10:58	次に右下の4ページ目に行きまして、
3:11:02	接地抵抗許可の申請書を変更する事項の抽出する中枢ということで、
3:11:06	もうちょっと先ほど少し議論ありましたがけれどもこういったフローでの整理をして いるということでございます。フローに行きまして、
3:11:14	設置許可基準規則の条文ごとに基準要求をまず確認をしまして、今回の縮減 装置の設置に伴って基準適合への影響が配当基準適合への影響があるかど うかっていうのを確認しましたので、その確認をするものは下に飛ばすというこ とを確認をする必要はない。つまりは
3:11:33	圧縮減容装置によっても巻き局を試験装置の入ったとしても、既許可の設置 基準適合性に影響を与えることは明らかであるというものにつきましては、
3:11:44	基準適合への確認は不要であるというふうに整理をしました。
3:11:48	それから右に行きまして確認が必要であると影響への確認が必要であるとい うふうなものについては、その確認の内容について、設置許可変更申請書の 変更が生じるのか生じないのかというところで止まるバツをつけております。
3:12:03	設置許可変更申請書の変更が不要なものについては変更も不要なものは変 更不要と右のほうにつきましては、試験装置により、申請書を変更するとい うことで、先ほどのまとめ資料のほうの丸バツ表で言いますと本部が変わるもの がある。
3:12:20	添付わかるものは参画というふうに整理をさせていただいたというものでござ います。具体的な中身をまとめ資料のこれまで御説明させていただいた 逐条で整理いたしましたし、今度は5ページ目以降で
3:12:35	Ssを抽出するという事になっています。
3:12:38	こっからは今日の議論とかをちょっと反映されてませんので、ちょっとんワー ディングとかですねちょっとそこら辺はご容赦いただきたいと思っております、 一通り去る説明いたしますと、三条の地盤につきましては、
3:12:52	耐震重要度分類Cクラスに属する地震動が地震力が作用した場合において も、
3:12:58	十分支持できるができる地盤に設置する設計方針とするということで下に具体 的な設計方針ということで答えていく作業建屋に設置するということが記載し ております。
3:13:09	右下6ページに行きまして、この地震による損傷の防止ということですけども。
3:13:14	ちょっと変更内容については添付の添付の8に設計の変更追加を反映すると いうことにしてます内容としてはそこに記載の通りでありまして、クラスC2Cクラ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	スに対するときちん地震力に対して、概ね出せて弾性状態にとどまるよう設計をするということでございます。
3:13:34	ちょっと具体的な設計内容としては下にあります通り、
3:13:38	今回の圧縮装置は、耐震重要度分類はCクラスになるということで、概ね弾性状態にとどまるよう今日限界を設定して評価をするということになります。
3:13:50	おめくりいただきまして、
3:13:52	右下 7 ページ目外部から衝撃による損傷ということで、
3:14:00	これにつきましては添付の 8 のほうに変更反映したいと思っております。試験装置につきましては貯蔵機能PS溶融することは給水系の書類固体廃棄物処理系の設備であるということのをの整理をした上で機能維持することをもしくは損傷を考慮して代替設備により云々と。
3:14:18	ということで、安全機能を損なわない設計とするというふうにしたいと考えております。
3:14:25	次のページ 8 ページ目に行きましてこの火災についてですけれども、これも先ほど議論がありましたけれども、8 条につきましては添付 8 に設計の変更を反映したいというふうに考えております。
3:14:36	具体的な内容は先ほど議論がありましたのでちょっと椅子今回ちょっと御所省略をさせていただきます。右下 9 ページ目が溢水へとこれも先ほど議論がありましたけれども、添付 8 のほうに設計の変更追加を反映するというので、
3:14:51	PSAを有する答える処理系の設備というふうに整理をして、
3:14:56	安全機能が損なわれない設計とするということで想定される溢水に対して安全機能を維持できる設定とするということで
3:15:06	説明をさせていただきたいと思えます。
3:15:09	それから右下 10 ページ目の第 10 条の誤操作、これにつきましても、添付 8 のほうに、
3:15:14	変更の
3:15:16	反映していきたいというふうに思います。所につきましては先ほど議論があった通りでございます。
3:15:23	めくりいただきまして 11 ページ、安全施設についてですけども。
3:15:29	これにつきましても店舗あっちのほうに変更追加すると。
3:15:33	安全重要度分類指針に基づきましてええと安全機能生成物に対して分類し分類するというので、繰り返しになりますけど放射性物質数圧縮減容装置は、放射性物質の貯蔵機能PS利を有することは技術系の設備であると。
3:15:51	いうふうにかテゴライズし整理をいたしまして、これに基づいて設計を行うということでございます。その下の 3 項につきましても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:02	PaⅢというふうに整理をした上で、環境条件において放射性物質の貯蔵機能を発揮できる設計とするというふうになりたいと考えております。
3:16:12	次の 12 ページ目が代入人事第十二条の 4 行になりますけれども、同じような放射性物質の貯蔵機能PS量を有する廃棄物処理答える処理系の設備ということで整理をして定期的な試験、或いは検査を行うというふうな設計方針といたします。
3:16:30	それから次が右下 13 ページに行きまして 27 条第 1 項に対する適合方針ですけれども、こちらについては本文及び添付 8 に設計の変更の内容を反映したいというふうに思っております。
3:16:45	まだ縮減装置につきましては来許可における不燃性かつこと廃棄物の処理能力に影響を与えないということで、
3:16:53	お答えでき作業建屋内のを商企切断作業エリア内に新たに縮減予想た圧縮減容処理エリアというのを設けまして、
3:17:02	それぞれの作業に必要な十分義務化面積を十分確保してと確保してき許可及び試験装置の設計に設計におけるその処理能力に影響を与えない、またですね同エリアで行うとしている第 6 給水加熱器等の焼結案についても問題なく行えるように、
3:17:22	作業エリアを設定するというふうな設計方針といたします。
3:17:26	右下 14 ページに行きまして、第 27 条の第 1 項ですけれども、放出される放射性物質について空气中濃度自分で軽減できる設計とするということでこちらについては添付あっちのほうに反映をいたしますと、これは前回御確認いただきました通り、
3:17:43	認識仕分け切断から出てくる放射性物質それから新たに縮減装置の処理によって出てくる放射性物質がこれらを評価しましても、
3:17:53	商品化縮減の空气中濃度限度を十分下回るということを確認しておりますので、そう、そういったような設計の更新をするということとしたいと思います。
3:18:04	右下 15 ページに行きまして、こちらはコメントがあったの降雨空气中濃度だけではなくての線量ということで 50mSvを十分に下回るということを 15 ページのほうで御説明をさせていただくということと考えております。
3:18:21	それから右下 16 ページ目が 27 条 1 項 3 項ということで風土の話になります。こちらについても電発の設計の方針のほうに変更班いたします。緒元曹長フードで困ってフード内は排気し負圧にするということでございます。
3:18:37	ちょっと 2 ページ目でご説明しましたので詳細は割愛をいたしますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:43	右下のほうに点々で囲っているのは、当初これらについても、再発防止ということで御説明しました幾つかの方策につきましては、上記に示す基準適合のための設計方針に加え、以下のような設計運用、運用を行うことで、
3:19:00	さらなる発防止を図るということで基準適合するとまた別にあの運用として、再発防止を図るようなことをやっていきたいということで、廃棄物通話産地がたいものを対象とする噴流物を含まないとかですね。
3:19:15	3軸で押さえて閉じ込められる設計になるとかですねそういった御説明した内容については、さらなる再発防止対策ということで位置付けさせているという位置付けさせていただいているというものになります。
3:19:29	右下 17 ページに行きまして 28 条ですけども、こちらにつきましては、
3:19:34	圧縮減容装置によって設計製作される廃棄体等につきましては、ドラム缶等の容器等使うことによって放送設備が漏えいしがたい設計とするということでこちらについても添付 8 のほうに変更を反映いたします。
3:19:49	右下 18 ページにて今度 30 条になりますけども、こちらについても添付 8 のほうに変更をファンいたします。測定値従事者の被ばくの低減ということで、下に①から④でありますような遮へい機器の配置。
3:20:05	それから換気系統、
3:20:08	放射線防護上の措置ということで管理区域を設定するといったようなことを設計方針といたします。
3:20:16	最後に 30、30 ページ 19 ページの 30 条 3 項ですけども、こちらについても添付 8 の反映するというので、
3:20:24	緒元装置の設置場所のエリアモニターを設置するという等ですね、機械をさせていただいているということになります。
3:20:33	ちょっと長くなりましたけれども御説明は以上になりますが、原電スズキするのが少し補足します。現状ですね 5 ページ目からの別紙 3 の適合の設計方針を示したところの青ハッチングのところですね、ここの表現が今日のまとめ資料の資料 1 の別添でつけた設計方針
3:20:53	賃金の表現と整合がちょっとありますので、こちらの青いハッチングのところの表現については基本的に本日のまとめ資料の別添に付けた設計方針に沿ったですね表現に直したいと思います。あとこれまでもまとめ資料とかでいろいろコメントを受けているですね内容がまだちょっと反映されていないような状況です。
3:21:13	そこは適宜反映して参ります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:18	IAEA基準の方で再ありがとうございます。今ご説明があった通り表現ぶりとか記載ぶりってところは今日も幾つかコメントありました日ってところもあって今ここで個別にっていう指摘というか確認はしないんですけども、
3:21:38	それで全体のところ都市っていうとですね例えば 13 ページのところ、今回圧縮減容処理エリアっていうのを赤枠のところ、
3:21:57	もともと前回ちょっと確認をさせていただきたいって言ってたので日仕分け切断の作業とか第 6 給水加熱器のほうの作業ってというのが、そっちは問題なくできるんですよねってところはあるとか、現状としてはあれなんですかね。この資料の中に入れ込むって言うよりは法付則、
3:22:17	説明の中に入れ込んでおいて、そっちを参照するって言うそういうイメージですかね。
3:22:24	原電オオウラですおっしゃる通りで今修正をしておりますのでそういった形で反映させていただきます。わかりました。同じ考え方で散逸防止の話でいくと、例えば 16 ページのところには 27 条のところ、
3:22:44	圧縮減容装置のサイズ防止ってところを今方針こういうふうにフードつけてやりますって言うのを書いていただいている、一方でもう一つ仕訳切断エリア側の散逸防止ってところがどういう適合に持っていくんだってところが前回ちょっと確認をさせていただきましたけれども、
3:23:03	そのあたりもうあれですかこの資料上というよりは、何かまとめ側でなんですかね、そこはまだ整理をしていない感じですか。
3:23:15	原電の浦です。このスライドにはアマノ圧縮減容装置の再発防止ということを書き取って書いてですね、今おっしゃったような焼結アイディアへの影響といったところはまとめ資料のほうに記載することで考えております。
3:23:31	計上のカドヤですと例えば切っ許可の方針が変わらないのであればそれでもいいかなって気はするんですけど、仮にその既許可の方針が記載ぶりが効果が変わるとかですね。
3:23:47	そういうことがあり得るのであれば、少し資料側に高うう消え浮き上げて欲しいってあろう上に上げて説明をしていただいたほうがいいかなというふうに思いますので、そこはどういう方針なのか次第ですけども。
3:24:03	ちょっとそこはそういうつもりで検討いただければというふうに思います。
3:24:08	承知いたしました。
3:24:10	はい細かいところは 2 万円が全体構成方針とか規制庁側からありますか。
3:24:24	規制庁の天野です。
3:24:26	絵とかでわかりましたように資料は審査会合
3:24:33	中身は審査会合で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:36	ちょっと議論させていただきますので、事実確認としてちょっとあの一とか会合に向けた、ちょっと括弧で記載の確認なんですけれども、
3:24:50	2 ページのですね、指摘事項ではいわゆる本体施設の申請書に記載された設計方針というふうになってまして、これで回答の一つ目ですね、2001 年 6 月 25 日に申請されたと。
3:25:10	あるんですけれども、
3:25:13	これ申請書流と
3:25:16	許認可の経緯が書いてあって、おそらく 6、6 月 25 というのは、
3:25:23	地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能に係る
3:25:27	設置変更許可の、
3:25:29	ことだと思っんですけれども、
3:25:32	本体施設てってるのはその前の平成 30 年 9 月 26 日に
3:25:41	許可された衛生とか、そういうものだということで、ちょっとそれが終わっているように、注記でも何でもいいんですけれども、本体施設プラス、その後の変更許可を取り込んだものに対する
3:25:59	適合方針からの変更について確認をしていただいたということがわかるようにちょっと追記をしていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。
3:26:10	原電オオウラです。承知いたしました。
3:26:15	規制庁の天野です。よろしく発停のタケダです。すいません。いただき補足させていただきます。回答の一つ目のお店 21 年 6 月 25 日に申請した申請書が何を意味するかということですが、こちらの今回のスクリーンの装置の設置に係る当初申請を示しております、
3:26:35	そこから散逸防止の設計を変えますと、そういう趣旨の文書が 1 ポツ目でございますというのがわかるように注釈等で少しプライドは見直したいと思います。
3:26:47	規制庁の天野です。わかりました。よろしく申し上げます。
3:26:52	つまりあれですね、補足いただいたんで一応確認なんですけど。
3:26:59	結局からの
3:27:03	許可の設計方針からの変更っていうのはその既許可というのは、
3:27:08	生徒を含む本体施設プラス、その後の許可された地震時の燃料被覆管閉じ込め機能間までの
3:27:20	溶け込んだ状態の設計方針に対してっていう、そういう理解でよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:28	普賢岳がです。その通りの理解で作業しております。わかりました。確か補足説明資料にはそのような記載があったと思うので、じゃあそれがわかるようによろしくお願いします。
3:27:43	細かいいいんですけれどももう1点3ページですね、
3:27:51	これももしかしたら資料直るかもしれないんですけど、先ほどぼ冒頭の説明のところ左と右の図の配置というか意味合いなんですけれども、
3:28:03	左は変更前、つまり1ポツの前の会合の
3:28:09	飛散防止の考え方で右側が変更後というようなちょっとニュアンスで受け取ったんですけれども、
3:28:18	そういう変更前後を示していることであれば変更前変更後と、
3:28:23	と示していただきたいと思えますし、あれですかね、部分的な拡大ということであればちょっとそういうことではないと思うんですが、どちらの意味合いなんでしょうか。
3:28:36	提言のオオウラです左側変更前の区画全体から高付加空港負圧にするというように説明でしたので、変更前ということがわかるように明示したいと思えます。失礼いたしました。はい、規制庁の雨森です。わかりましたよろしくお願いします。以上です。
3:28:58	はい、ありがとうございます。その他PowerPoint関係ありますので、出荷。
3:29:13	すみません規制庁ドイですけれども形式的なところの話なんですけれども今の3ページの図とかですね説明性の向上とかで時の番号とかをつけていただければと思います。
3:29:31	以上です。
3:29:36	原電です。大類はオオウラで承知いたしました。
3:29:45	はい計上可能です。
3:29:48	その他によるCKれれば、このPart資料以上としたいと思えますが、本日のメニューとしては、
3:29:58	はい、現在のアリモリです。本日踏査から準備した説明は以上でございます。
3:30:04	全体通じて、規制側から系統側から何かありますか。
3:30:11	はい。利用者側から何かありますでしょうか。
3:30:15	こちら規制庁にいる本現在のほうは特にコメントございません。すいません現在スズキでした。以上です。現在本店の方いかがでしょうか。
3:30:29	原電本店特にありません。
3:30:33	YKTの方ですはいそれでは東海第2発電所は就業数値の設置に係る浸水ヒアリング以上で終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。